

岡崎市農業振興ビジョン2030

〔 岡崎市農業振興計画
岡崎市都市農業振興計画 〕



岡 崎 ブ ラ ン ド 品

令和3年3月
令和8年3月 一部修正

岡崎市

はじめに

農業は、お米や野菜・果物などを市民の皆様にお届けする重要な産業ですが、近年は、高齢化、担い手不足などを理由に農業をやめる方が増加し、今後、さらなる農地の減少や耕作放棄地の増加が心配され、特に中山間地域において深刻な状況です。

農業の衰退は、農業が有する多面的機能である「雨水を一時的に貯めて洪水を防ぐ」等の防災機能の役割が崩壊すると、農業だけでなく、環境保全、健康福祉、文化振興などにも影響する重要な課題です。

本市の農業が持続的に発展するためには、農業に関係する人だけでなく、全ての市民の方が一緒になって、農業施策を総合的に推進することが必要ですので、本市で初めてとなる農業に関する市独自の計画を策定することとしました。

策定にあたりまして、市民意識実態調査、農業者アンケート、ワークショップ等を行い、課題の洗い出し、今後の方向性の検討を行いました。

その結果を踏まえ、課題を克服するため、30年後を見据えた10年後の目指す姿を、「持続可能な農業経営基盤の構築と農業の多面的機能の維持」として、SDGsの達成にも配慮して、設定いたしました。

この「岡崎市農業振興ビジョン2030（農業振興計画・都市農業振興計画）」は、令和12年（2030年）度を目標として、目指すべき将来像の実現に向け、あらゆる皆様と連携・協働し、各種施策の推進に積極的に取り組んでいく必要があります。

特に、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化は、農業経営や農林産物の流通・消費に大きな影響を与えています。この状況から素早く抜け出し、今後同じような不測の事態が起きても大丈夫なように、「新しい生活様式」における消費習慣に対応した流通・消費の仕組みづくりが新たな課題となっています。

この計画は、6つの基本方針と13の重点事項からなり、多岐にわたる内容となっていますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました岡崎市農業振興ビジョン推進委員会委員の皆様を始め、貴重な御意見をいただきました関係機関・団体、並びに市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

令和6年に改正された食料・農業・農村基本法においては、基本理念として、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農村の振興」が定められ、一部の内容で本計画に盛り込み、推進していく必要が生じました。

また、令和3年度から5年が経過し、内容及び一部の成果指標の見直しが必要となったことから、中間評価として市民意識等実態調査を実施した上で、所要の修正を行いました。

令和8年3月

目次

序章 基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間.....	4
第1章 現況と課題.....	5
1 岡崎市の農業を取り巻く現状.....	6
2 農業に対する市民の意識(R1市民意識等実態調査結果).....	16
3 農業者の意識(R1農業者アンケート調査結果).....	20
4 課題	22
第2章 岡崎市の目指す 農業のあり方	31
1 計画の体系	32
2 基本理念.....	36
3 30年後を見据えた10年後の目指す姿	37
4 基本方針.....	39
I 農業の担い手の育成・確保	39
II 農業経営の安定化	40
III 地消地産の推進	41
IV 農業の多面的機能の維持.....	42
V 中山間地域対策	44
VI 都市農業の推進(都市農業振興計画)	45
5 重点事項.....	46
重点事項1 新規就農者の育成・支援.....	46
重点事項2 多様な担い手の確保.....	48
重点事項3 ユニバーサル農業の推進	51
重点事項4 農作業効率の向上	53
重点事項5 スマート農業の推進	56
重点事項6 農業所得の向上	58
重点事項7 地消地産・消費者交流	61
重点事項8 食育の推進.....	63
重点事項9 農業の多面的機能に関する市民理解の促進.....	65
重点事項10 耕作放棄地対策	67
重点事項11 鳥獣被害対策	69
重点事項12 特色ある地域の魅力の発信	72
重点事項13 多様な機能を有する都市農業の推進.....	74
6 市の取組.....	83
第3章 取組の推進	89
1 取組の進捗状況の把握と進行管理.....	90
2 成果指標一覧	91



序章 基本的な考え方





1 計画策定の背景

農（農業・農地・農村）は、市民の皆さんに不可欠な食料を安定的に供給する基盤であるとともに、生活する場でもあり、国土の保全、水源のかん養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承といった、多面的機能が発揮される場としての魅力を有し、都市住民にとっても広く恵みをもたらしています。

しかし、近年は、高齢化、担い手・労働力不足、収益の減少などを理由に離農する農業者が増加し、今後、さらなる農地の減少や耕作放棄地の増加が懸念され、特に中山間地域において深刻な状況にあります。

農業の衰退は、農業者だけの問題ではなく、農業が有する多面的機能である「雨水を一時的に貯めて洪水を防ぐ」等の防災機能の役割が崩壊すると、全市民に影響を与え、本市の産業振興、環境保全、防災対策、健康福祉、文化振興などにも大きく影響する重要な課題です。

本市の農業が持続的に発展するためには、全市民が目指すべき方向性を共有し、農の持つ魅力の輝きを放ち続けるものとなるよう、消費者及び全ての関係者の間で連携・協働しながら、農業施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性をしめす総合政策指針（令和元年12月議決）では、令和32年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。

将来都市像実現にむけては、今後10年間の各分野における10の分野別指針が定められ、農業分野における分野別指針は、「(3) 持続可能な循環型の都市づくり」に位置付けられています。

分野別指針(3) 持続可能な循環型の都市づくり

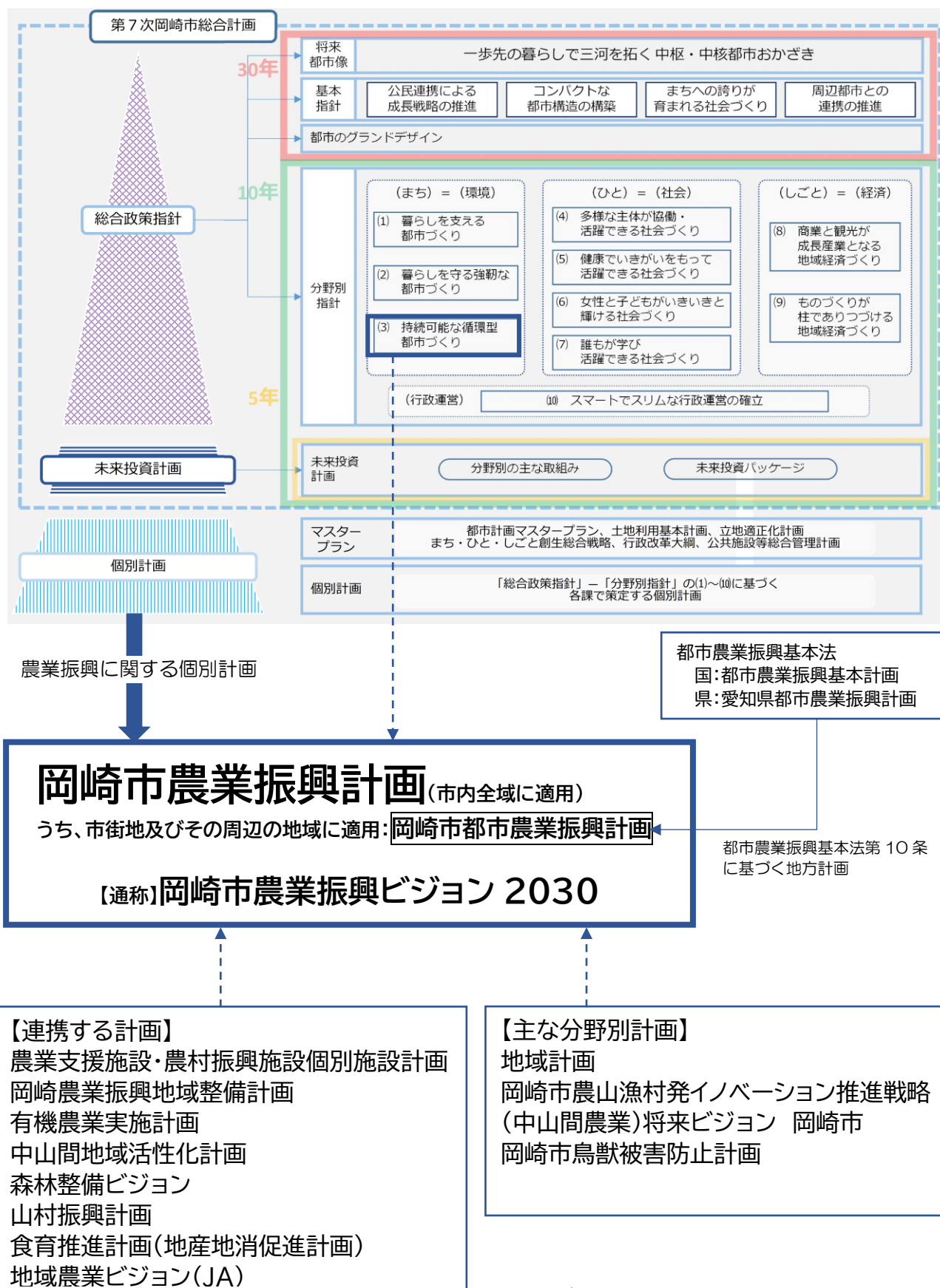
環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏の枠組みの中で、排出CO₂の削減、生物の多様性確保、健全な水循環、森林資源や農地の保全・活用がなされる持続可能なまちを目指します。

また、国では、平成27年4月に都市農業振興基本法が施行され、翌年5月には都市農業振興基本計画が策定されました。この中では、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換され、本格的な農業振興施策を講ずる方向に舵が切られました。都市農業振興基本法第10条では、地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないとされています。

以上の背景を踏まえ、これらを実現するため、第7次岡崎市総合計画及び都市農業振興基本計画と連動させ、各課題の解決を図り、本市における農業振興発展のための基本理念、基本方針及び基本的施策を網羅し、30年後を見据えた10年後の目指す姿をしめすべく、農業振興ビジョン2030（岡崎市農業振興計画・岡崎市都市農業振興計画）を策定するものです。



2 計画の位置づけ



3 計画期間

第7次岡崎市総合計画 総合政策指針 分野別指針の期間に合わせ、本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、アクションプランを令和3年度中に策定し、計画の実効性を高めています。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
第7次岡崎市総合計画	総合政策指針 分野別指針									
岡崎市農業振興ビジョン2030	農業振興計画・都市農業振興計画									
岡崎市農業振興ビジョン2030 アクションプラン	策定	中間見直し								
上位計画（都市農業関係）										
都市農業振興基本計画	進捗状況を踏まえ、フォローアップ・必要に応じて見直し									
愛知県都市農業振興計画	新たな対応が必要な時点で見直し									
連携する計画										
農業支援施設・農村振興施設個別施設計画	中間見直し									
岡崎農業振興地域整備計画	基礎調査 全体見直し									
有機農業実施計画	策定									
中山間地域活性化計画	策定									
森林整備ビジョン	短期目標									
山村振興計画	産業振興施策促進事項									
食育推進計画 （地産地消促進計画）	第3次	第4次				第5次				
地域農業ビジョン （JA）										
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)



第1章 現況と課題



ワークショップの様子

計画を策定するにあたり、令和元年度にワークショップ、意見交換会、関係団体ヒアリング、市民意識実態調査、農業者アンケートを実施し、課題の洗い出し、考えられる今後の方向性の検討を行いました。

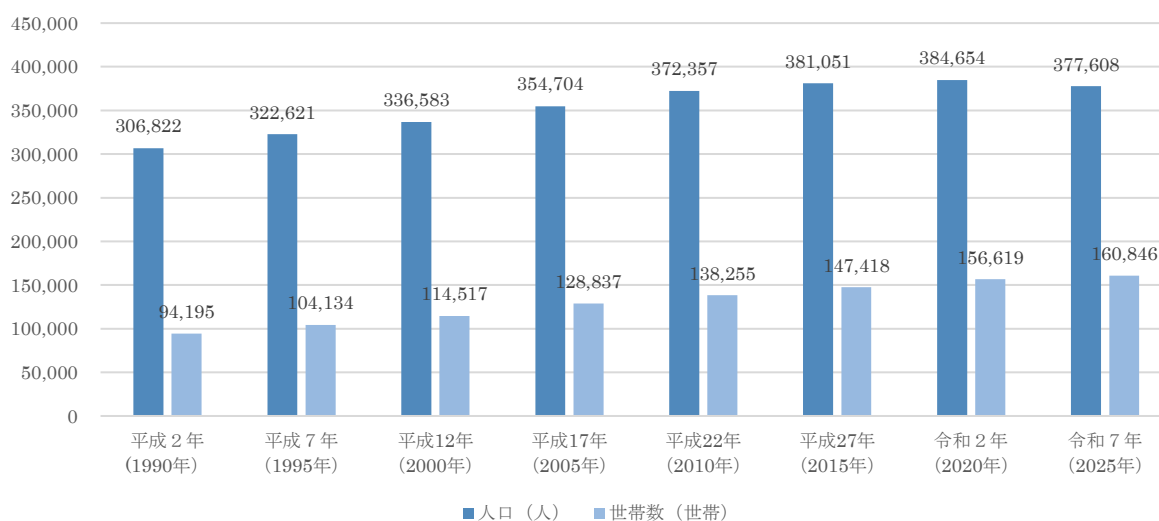


1 岡崎市の農業を取り巻く現状

(1) 岡崎市の人口・世帯数

人口・世帯員数ともに増加傾向であり、平成2年と比較すると、人口は70,786人(23.1%)、世帯数は66,651世帯(70.8%)増加していることから、1世帯あたりの世帯員数が減少していると推測されます。

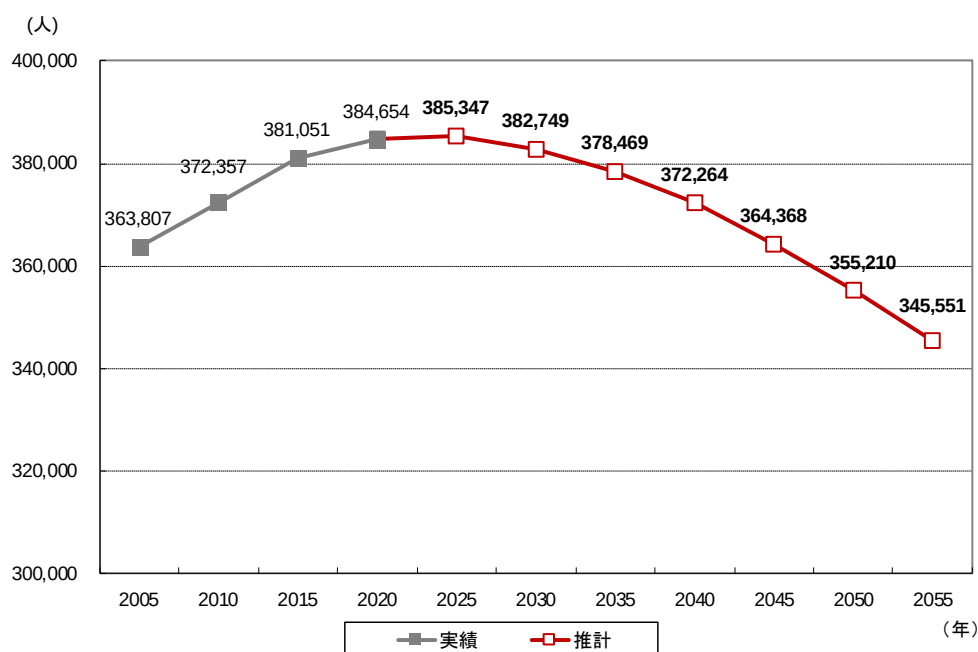
人口・世帯数の推移



(資料：令和7年国勢調査)

(2) 人口推計

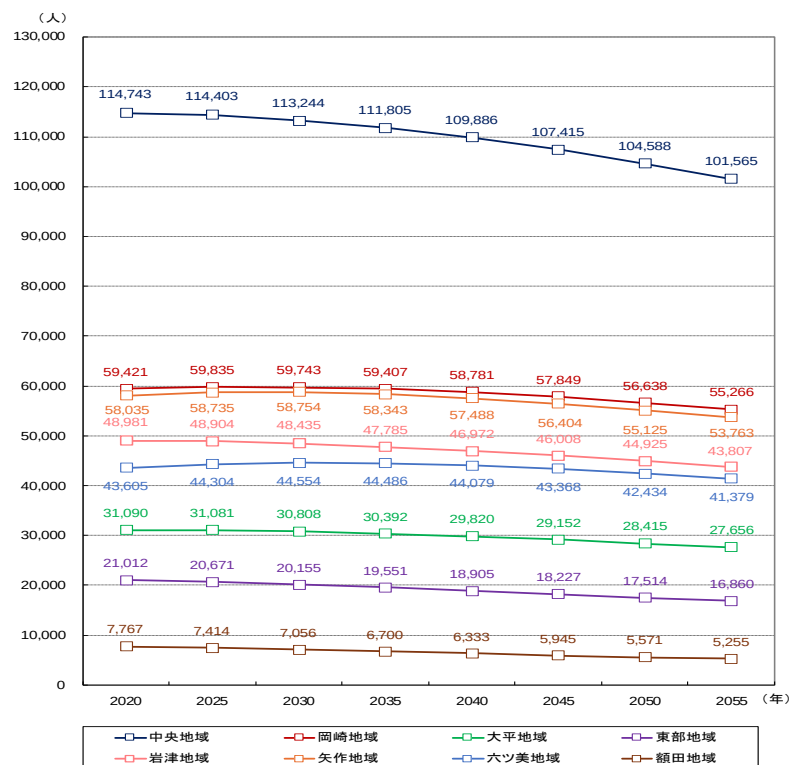
本市の人口は、2025年をピークに減少すると予測されます。



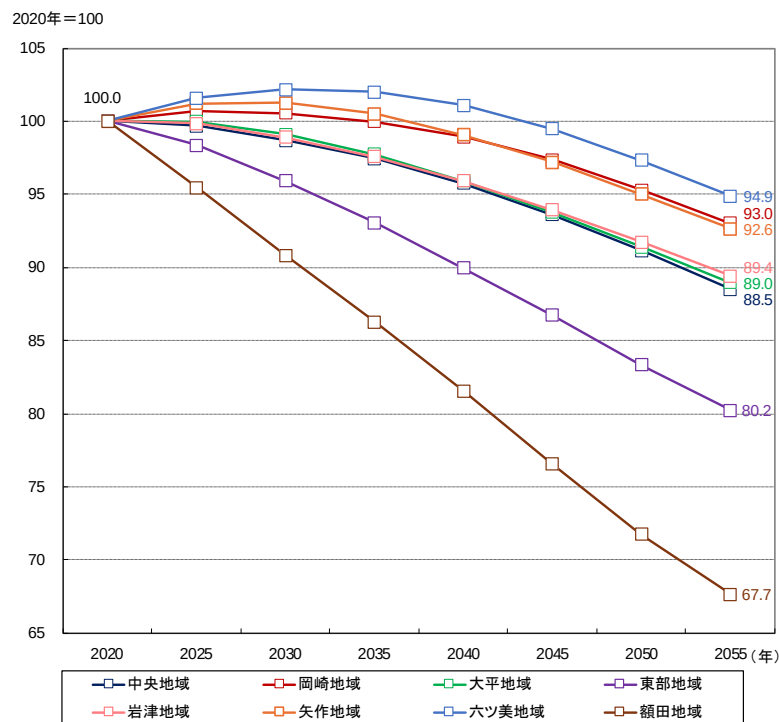
(資料：岡崎市将来推計人口報告書 2024年3月 岡崎市)

(3) 地域別による人口推計

岡崎地域では2025年をピークに、矢作地域と六ツ美地域は2030年をピークに減少する見通しとなっています。その他の地域については2020年以降減少していく見通しとなっています。



(資料：岡崎市将来推計人口報告書 2024年3月 岡崎市)



(資料：岡崎市将来推計人口報告書 2024年3月 岡崎市)

(4) 農業経営の現状

- ・販売金額規模別農家数は、平成17年から平成27年まで一貫して50万円未満が最も多く、平成27年時点では、約半数の48.3%を占めています。
- ・平成22年から平成27年にかけて、実数については、2000万円以上のみが増加しています。また、構成比でみると、同じく平成22年から27年にかけて、700万円以上の農家割合も増加しています。
- ・100万円未満の農家は、構成比では8割程度を推移しており、農家数は、平成27年から令和2年にかけて379戸、令和2年から令和7年にかけて346減少しています。

農産物販売金額規模別農家数割合（販売農家）の推移

販売金額									参考値			
	平成12年(戸)	構成比(%)	平成17年(戸)	構成比(%)	平成22年(戸)	構成比(%)	平成27年(戸)	構成比(%)	令和2年(戸)	構成比(%)	令和7年(戸)	構成比(%)
総数	3,192	100.0	2,578	100.0	2,027	100.0	1,518	100.0	1,101	100.0	725	100.0
2,000万円以上	52	1.6	38	1.5	29	1.4	34	2.2	96	8.7	88	12.1
1,500～2,000万円	21	0.7	30	1.2	29	1.4	23	1.5				
1,000～1,500万円	51	1.6	42	1.6	35	1.7	33	2.2				
700～1,000万円	39	1.2	34	1.3	28	1.4	24	1.6	43	3.9	32	4.4
500～700万円	47	1.5	40	1.6	24	1.2	18	1.2				
300～500万円	81	2.5	60	2.3	42	2.1	38	2.5	28	2.5	22	3.0
200～300万円	79	2.5	76	2.9	52	2.6	31	2.0	93	8.4	88	12.2
100～200万円	163	5.1	146	5.7	131	6.5	97	6.4				
50～100万円	415	13.0	316	12.3	179	8.8	136	9.0	132	12.0	84	11.6
50万円未満	1,724	54.0	1,047	40.6	999	49.3	733	48.3	454	41.2	265	36.6
販売なし	520	16.3	748	29.0	479	23.6	351	23.1	255	23.2	146	20.1
1,000万円以上	124	3.9	110	4.3	93	4.6	90	5.9	96	8.7	88	12.1
100万円未満	2,659	83.3	2,111	81.9	1,657	81.7	1,220	80.4	841	76.4	495	68.3

※令和2年度以降は、センサスの集計方法が変わったため、参考値として掲載。母集団も「販売農家」ではなく、「農業経営体」となっている。

(資料:農林業センサス)



(5) 農産物

販売目的の野菜類の作物別作付（栽培）農家数及び作付面積

作物別		種別	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和7年
稲		農家数(戸)	1,672	1,407	1,112	760	455
		面積(a)	91,000	93,700	102,536	X	X
麦類		農家数(戸)	104	232	127	92	X
		面積(a)	19,300	33,300	52,935	X	X
雑穀		農家数(戸)	22	10	37	2	2
		面積(a)	1,200	200	3,743	X	X
いも類		農家数(戸)	222	146	83	35	56
		面積(a)	800	400	446	X	695
豆類		農家数(戸)	151	152	106	57	28
		面積(a)	12,900	24,800	44,345	41,675	34,291
工芸農作物		農家数(戸)	25	18	19	X	26
		面積(a)	1,000	300	1,323	X	X
野菜類	露地	農家数(戸)	525	433	407	251	171
		面積(a)	9,600	6,800	7,172	3,583	X
	施設	農家数(戸)	167	125	106	97	83
		面積(a)	2,600+X	2,257	X	1,654.43	1498.66
花き類 ・ 花木	露地	農家数(戸)	89	69	59	48	26
		面積(a)	1,000	4,700	1,218	778	1,063
	施設	農家数(戸)	30	26	30	21	19
		面積(a)	700	584	X	X	X
畜産	乳用牛	農家数(戸)	16	11	9	7	3
		飼養頭数	737	592	620	440	129
	肉用牛	農家数(戸)	18	15	18	12	5
		飼養頭数	1,059	728	X	1,401	X
	豚	農家数(戸)	4	3	3	2	1
		飼養頭数	8,047	3,681	X	X	X
	採卵鶏	農家数(戸)	13	8	6	8	3
		飼養羽数(100 羽)	2,735+X	1,865	9,548	18,552	7,200
	ブロイラー	農家数(戸)	0	0	1	X	X
		飼養羽数	0	0	X	X	X

(資料：農林業センサス)

(6) 土地利用

- ・地目別では、山林が約半分を占め、最も多くなっています。
- ・田及び畑は、微減傾向であるいっぽうで、宅地及び雑種地が微増傾向です。

地目別課税面積

年度	総地積 (千㎡)	田 (千㎡)	割合	畑 (千㎡)	割合	宅地 (千㎡)	割合	山林 (千㎡)	割合	雑種地 (千㎡)	割合	その他 (千㎡)	割合
平成 27年	181,636	27,365	15.1%	10,158	5.6%	42,295	23.3%	89,202	49.1%	10,768	5.9%	27	0.01%
平成 28年	181,085	27,156	15.0%	10,080	5.6%	42,562	23.5%	88,621	48.9%	10,845	6.0%	29	0.02%
平成 29年	180,960	26,985	14.9%	9,983	5.5%	42,759	23.6%	88,430	48.9%	11,009	6.1%	27	0.01%
平成 30年	181,052	26,665	14.7%	9,763	5.4%	42,910	23.7%	88,676	49.0%	11,232	6.2%	27	0.01%
令和 元年度	181,356	26,508	14.6%	9,640	5.3%	43,084	23.8%	88,942	49.0%	11,404	6.3%	27	0.01%
令和 2年度	180,713	26,305	14.7%	9,488	5.3%	43,307	24.0%	88,485	49.0%	11,364	6.3%	27	0.01%
令和 3年度	180,904	26,115	14.4%	9,379	5.2%	43,481	24.0%	88,749	49.1%	11,426	6.3%	27	0.01%
令和 4年度	180,846	25,929	14.3%	9,280	5.1%	43,609	24.1%	88,805	49.1%	11,480	6.3%	29	0.02%
令和 5年度	180,712	25,816	14.3%	9,222	5.1%	43,765	24.2%	88,660	49.0%	11,510	6.4%	28	0.02%
令和 6年度	180,636	25,419	14.1%	9,127	5.1%	43,970	24.3%	88,752	49.1%	11,644	6.4%	27	0.01%
令和 7年度	180,491	25,160	13.9%	9,059	5.0%	44,236	24.5%	88,757	49.2%	11,586	6.4%	26	0.01%

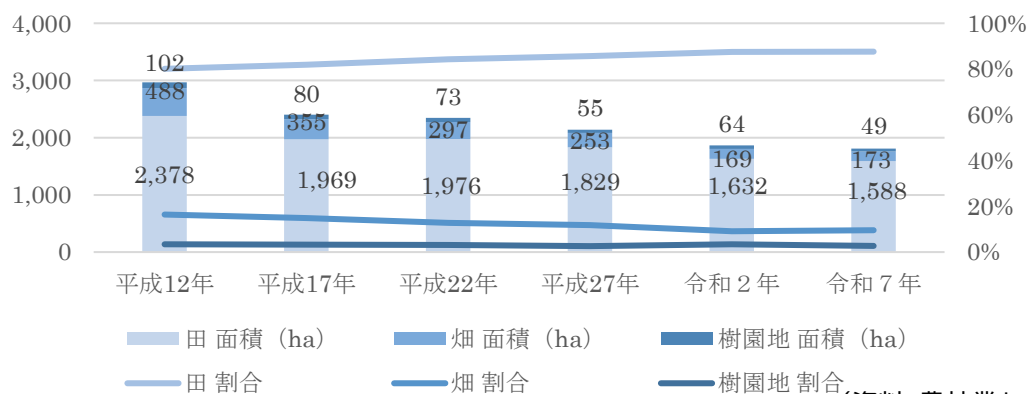
(資料：資産税課)

(7) 経営耕地の状況

令和7年時点の経営耕地面積は1,811haであり、減少傾向が続いています。
田が 87.6%を占め、畑が 9.5%、樹園地が2.7%を占めており、田・畑の割合が増加する一方で、畑の割合は、減少傾向にあります。

経営耕地面積の推移（農業経営体、平成12年は総農家）

	総面積 (ha)	田		畑		樹園地	
		面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
平成12年	2,968	2,378	80.1%	488	16.4%	102	3.4%
平成17年	2,404	1,969	81.9%	355	14.8%	80	3.3%
平成22年	2,345	1,976	84.3%	297	12.7%	73	3.1%
平成27年	2,137	1,829	85.6%	253	11.8%	55	2.6%
令和2年	1,865	1,632	87.5%	169	9.1%	64	3.4%
令和7年	1,811	1,588	87.6%	173	9.5%	49	2.7%



(資料：農林業センサス)

(8) 農地転用

令和3年から令和7年の5年間で、166haが転用されています。転用先の用途は、雑種地などのその他が最も多く82.7ha(49.9%)、次いで、住宅用地71.9ha(43.4%)、工業用地8.9ha(5.4%)となっています。

農地転用面積の推移

(面積単位：㎡)

		平成28～令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
転用面積(㎡)		1,489,868	352,470	297,080	309,361	253,299	277,658
件数		3,007	691	615	605	581	515
転用先の用途	住宅用地(㎡)	725,270	163,134	148,849	156,086	122,153	135,048
	(件数)	2,047	438	412	403	435	359
	工業用地(㎡)	62,337	16,665	9,900	13,126	8,010	14,636
	(件数)	56	14	14	6	3	19
	公共用地(㎡)	546	-	-	-	346	200
	(件数)	3	-	-	1	1	1
	山林(㎡)	18,855	3,439	243	-	14,734	439
	(件数)	16	4	3	-	7	2
	農業用施設(㎡)	19,981	-	12,816	3,887	2,768	510
	(件数)	21	-	8	5	6	2
	その他(㎡)	662,879	169,232	125,272	136,262	105,288	126,825
	(件数)	864	235	178	190	129	132

		令和3～7年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
転用面積(㎡)		1,657,091	295,658	384,537	314,772	349,732	312,392
件数		2,629	530	520	564	553	462
転用先の用途	住宅用地(㎡)	719,060	132,131	146,348	173,264	133,840	133,477
	(件数)	1,760	361	378	378	339	304
	工業用地(㎡)	89,202	14,904	23,331	12,969	17,725	20,273
	(件数)	38	9	10	6	8	5
	公共用地(㎡)	12,164	12,079	-	-	38	9
	(件数)	4	2	-	-	1	1
	山林(㎡)	5,409	1,020	1,489	1,148	498	1,254
	(件数)	12	3	3	3	1	2
	農業用施設(㎡)	4,574	1,186	94	2,732	251	311
	(件数)	10	4	2	1	1	2
	その他(㎡)	826,712	134,330	213,275	124,659	197,380	157,068
	(件数)	805	151	127	176	203	148

(資料：農業委員会)

(9) 専兼業別農家数及び農業人口の推移

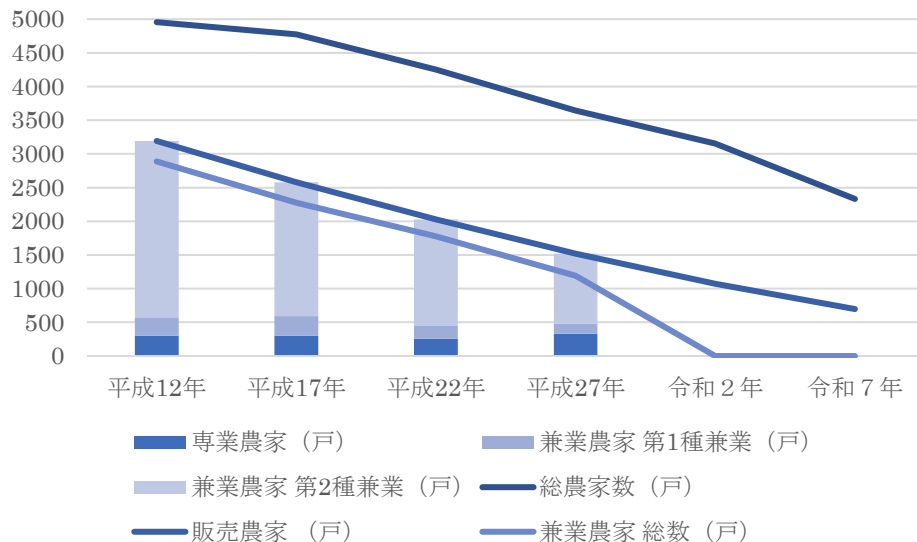
平成27年時点で、総農家数は3,644戸であり、その9.0%にあたる329戸が専業農家です。

令和7年の農林業センサスにおいて、総農家数は2,331戸と引き続き減少しています。

専兼業別農家数及び農業人口の推移

	総農家数 (戸)	販売農家 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家		
				総数(戸)	第1種兼業(戸)	第2種兼業(戸)
平成12年	4,956	3,192	304	2,888	262	2,626
平成17年	4,772	2,578	303	2,275	287	1,988
平成22年	4,252	2,027	253	1,774	202	1,572
平成27年	3,644	1,518	329	1,189	151	1,038
令和2年	3,156	1,073	—	—	—	—
令和7年	2,331	697	—	—	—	—

※2020年農林業センサスで調査結果なし



○第1種兼業農家：家計収入のうち、農業収入が最も多い

○第2種兼業農家：家計収入のうち、農業収入よりもその他の収入の方が多い

(資料：農林業センサス)

(10) 農業者の人口・年齢構成

令和2年時点で、70歳以上が最も多く、64.1%を占めています。次いで、60～69歳が23.4%で多くっており、農業従事者の高齢化が進行しています。

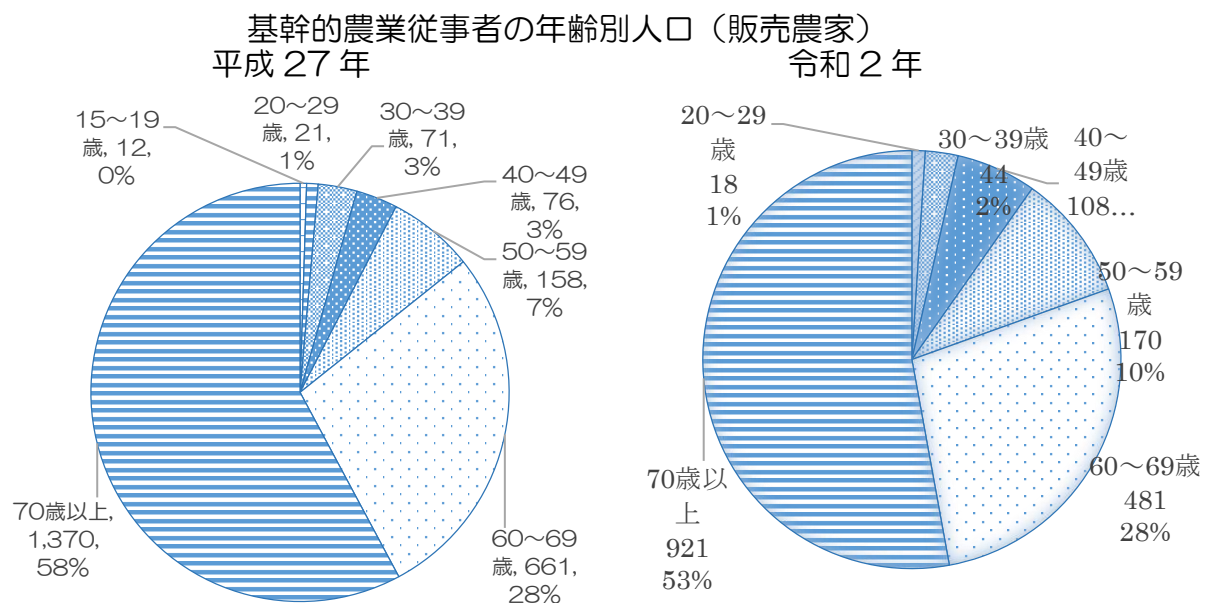
農業就業人口は、10年間で約43%減少しています。

基幹的農業従事者の年齢別人口（販売農家） 単位（人、％）

※基幹的農業従事者は、農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数

	平成27年	構成比	令和2年	構成比
総数	2,369	100.0%	1,742	100.0%
15～19歳	12	0.5%	—	—
20～29歳	21	0.9%	18	1.0%
30～39歳	71	3.0%	44	2.5%
40～49歳	76	3.2%	108	6.2%
50～59歳	158	6.7%	170	9.8%
60～69歳	661	27.9%	481	27.6%
70歳以上	1,370	57.8%	921	52.9%

（資料：農林業センサス）



農業就業人口推移

平成12年	5,106人
平成17年	4,205人
平成22年	3,115人
平成27年	2,369人
令和2年	1,742人

基幹的農業従事者の平均年齢

平成22年	68.0歳
平成27年	69.7歳
令和2年	71.0歳
令和7年	69.9歳

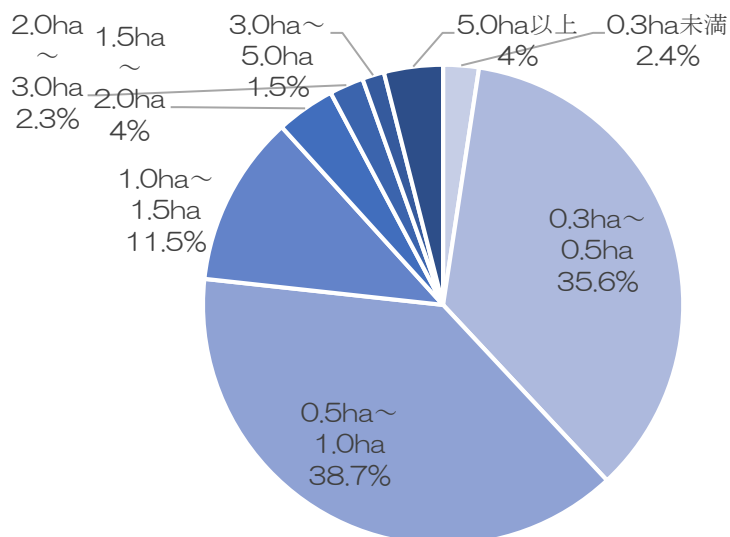
（資料：農林業センサス）

(11) 経営耕地面積規模別農家数

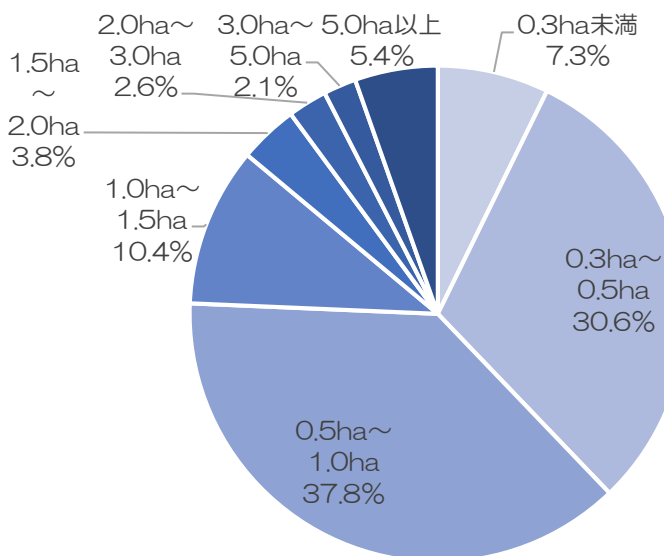
令和7年時点で、0.5～1.0ha が最も多く 37.8%、次いで 0.3ha～0.5ha が 30.6%となっており、0.3～1.0haの農家で市内農家戸数の7割弱を占めています。

経営耕地面積規模別農家数（販売農家） 単位（戸、%）

	令和2年	構成比
総数	1,083	100%
0.3ha 未満	26	2.4%
0.3ha～0.5ha	386	35.6%
0.5ha～1.0ha	419	38.7%
1.0ha～1.5ha	125	11.5%
1.5ha～2.0ha	43	4.0%
2.0ha～3.0ha	25	2.3%
3.0ha～5.0ha	16	1.5%
5.0ha 以上	43	4.0%



	令和7年	構成比
総数	703	100%
0.3ha 未満	51	7.3%
0.3ha～0.5ha	215	30.6%
0.5ha～1.0ha	266	37.8%
1.0ha～1.5ha	73	10.4%
1.5ha～2.0ha	27	3.8%
2.0ha～3.0ha	18	2.6%
3.0ha～5.0ha	15	2.1%
5.0ha 以上	38	5.4%



(12) 産業構造に関する現状

本市の産業において、「農業、林業」が占める割合は、事業所数 0.4%、従業者数 0.4%となっています。

一方で、愛知県内の産業別事業所数をみても、「農林漁業」の占める割合は 0.4%と同程度の値となっており、本市内の産業において農林業の占める割合は、県内で平均的な値であるとみられます。

岡崎市の産業別事業所数及び従業者数

	事業所		従業者	
	事業所数(所)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
総 数	13,121	100.0%	165,945	100.0%
農業, 林業	49	0.4%	663	0.4%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	0.0%	20	0.0%
建設業	1,295	9.9%	9,613	5.8%
製造業	1,396	10.6%	44,426	26.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	16	0.1%	859	0.5%
情報通信業	106	0.8%	1,040	0.6%
運輸業, 郵便業	195	1.5%	7,710	4.6%
卸売業, 小売業	3,248	24.8%	30,301	18.3%
金融業, 保険業	273	2.1%	4,226	2.5%
不動産業, 物品賃貸業	809	6.2%	3,593	2.2%
学術研究, 専門・技術サービス業	661	5.0%	9,749	5.9%
宿泊業, 飲食サービス業	1,418	10.8%	13,290	8.0%
生活関連サービス, 娯楽業	1,139	8.7%	6,127	3.7%
教育, 学習支援業	495	3.8%	3,931	2.4%
医療, 福祉	1,007	7.7%	17,183	10.4%
複合サービス事業	65	0.5%	596	0.4%
サービス業(他に分類されないもの)	944	7.2%	12,618	7.6%

愛知県内の産業別事業所数

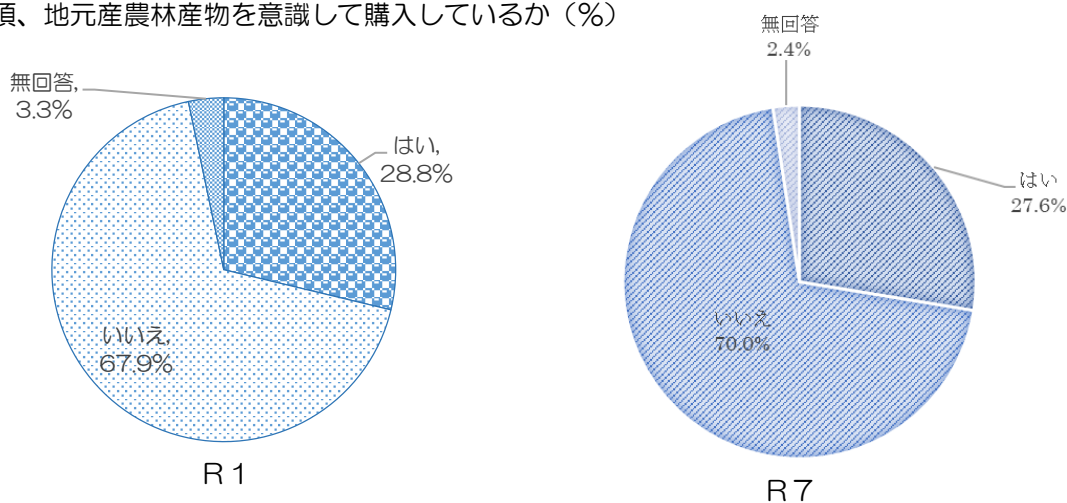
	事業所	
	事業所数(所)	構成比(%)
全産業(公務を除く)	299,232	100.0%
農林漁業	1,084	0.4%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	74	0.0%
建設業	27,164	9.1%
製造業	32,549	10.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	438	0.1%
情報通信業	3,873	1.3%
運輸業, 郵便業	7,597	2.5%
卸売業, 小売業	70,359	23.5%
金融業, 保険業	4,858	1.6%
不動産業, 物品賃貸業	20,198	6.7%
学術研究, 専門・技術サービス業	15,233	5.1%
宿泊業, 飲食サービス業	33,907	11.3%
生活関連サービス業, 娯楽業	23,871	8.0%
教育, 学習支援業	11,128	3.7%
医療, 福祉	24,849	8.3%
複合サービス事業	1,319	0.4%
サービス業(他に分類されないもの)	20,731	6.9%

(令和3年 経済センサス)

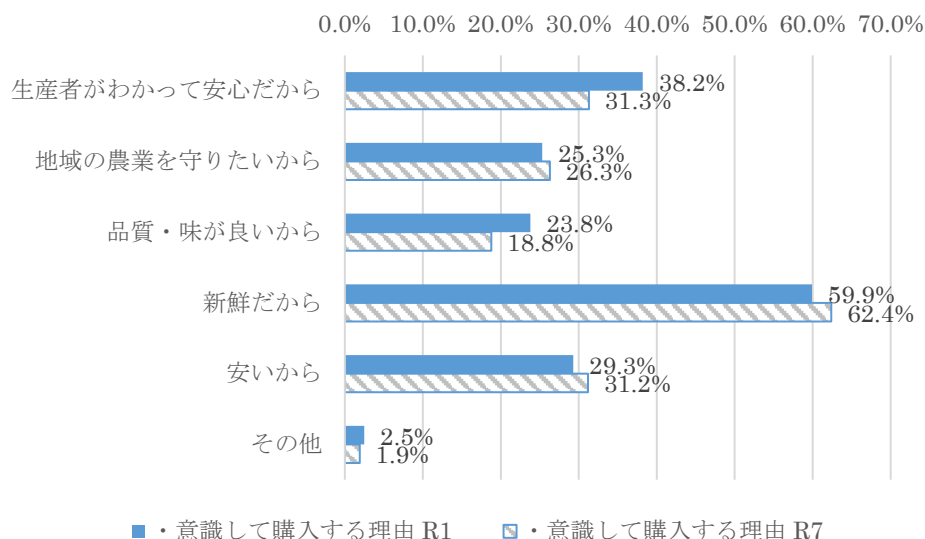
2 農業に対する市民の意識 (R1・7市民意識等実態調査結果)

(1) 地産地消意識について

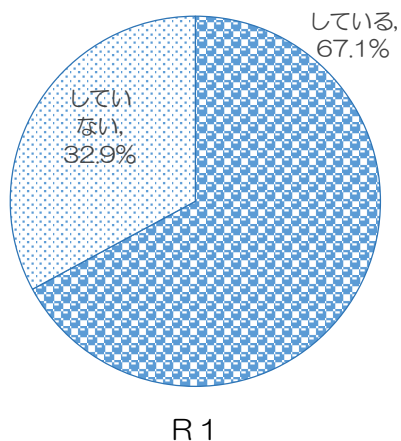
・日頃、地元産農林産物を意識して購入しているか (%)



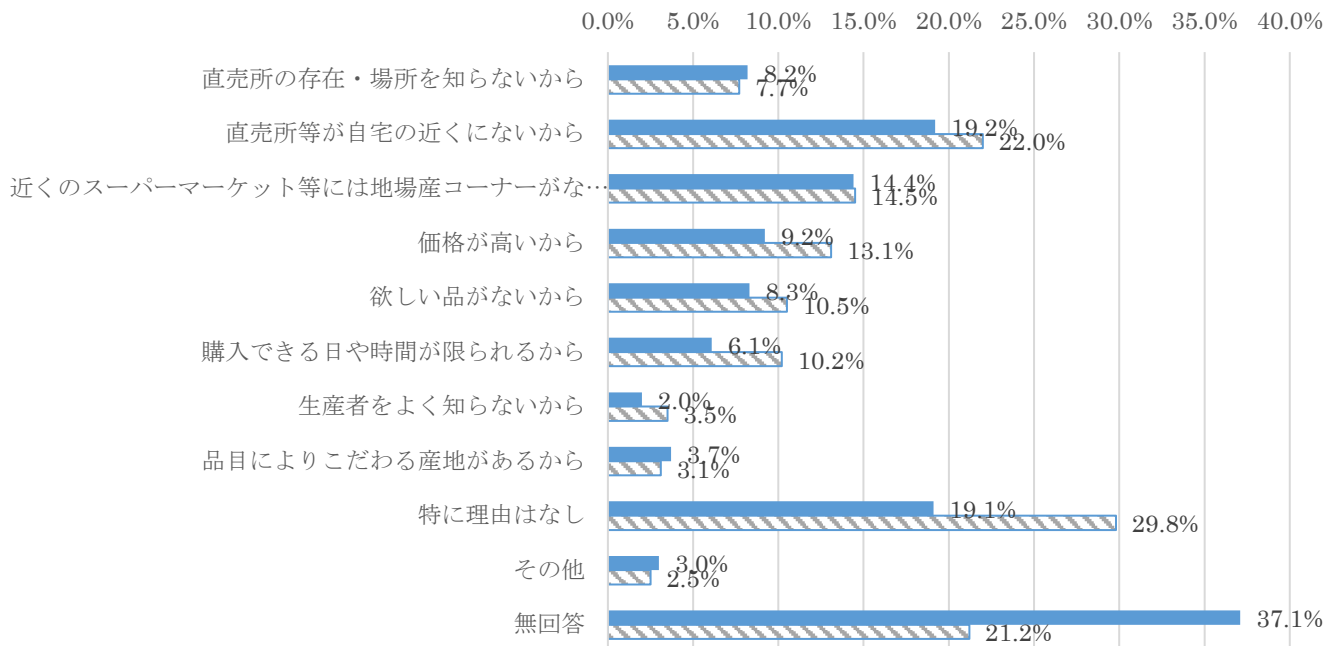
・意識して購入する理由



・岡崎市内産農林産物を購入しているか (%)



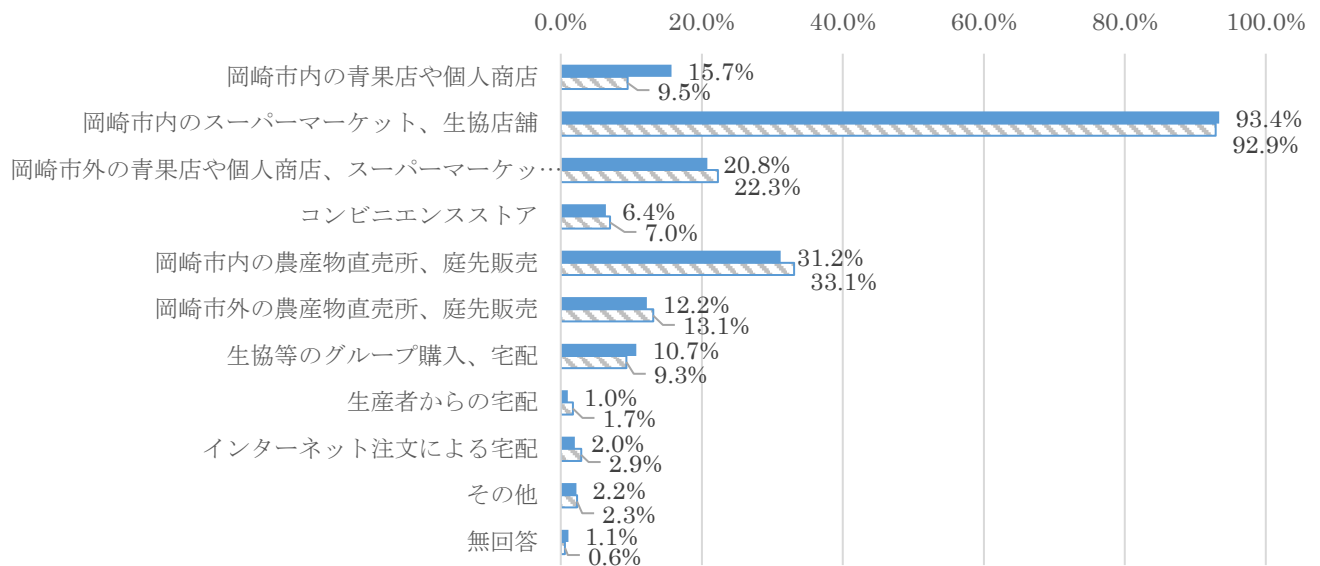
・意識して購入しない（できない）理由



■ 地元産農産物を購入しない（できない）場合の理由は何ですか？ R1

▨ 地元産農産物を購入しない（できない）場合の理由は何ですか？ R7

・日頃、農林産物を主にどこで購入するか



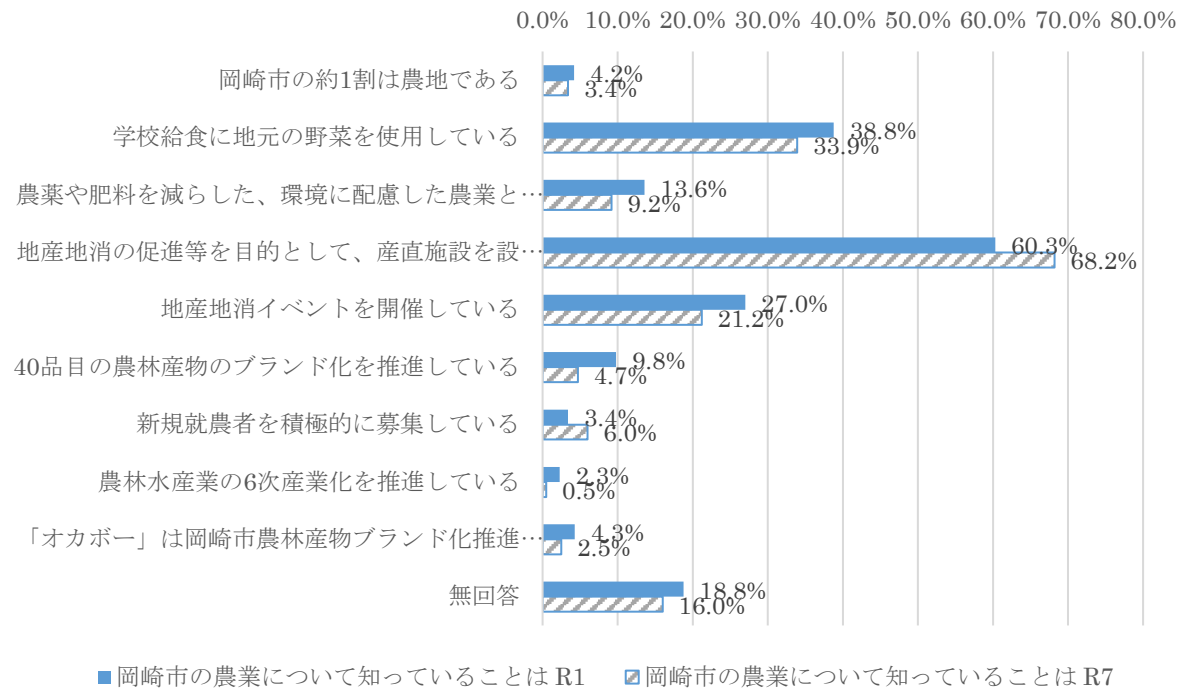
■ 日頃、農林産物を主にどこで購入するか R1

▨ 日頃、農林産物を主にどこで購入するか R7



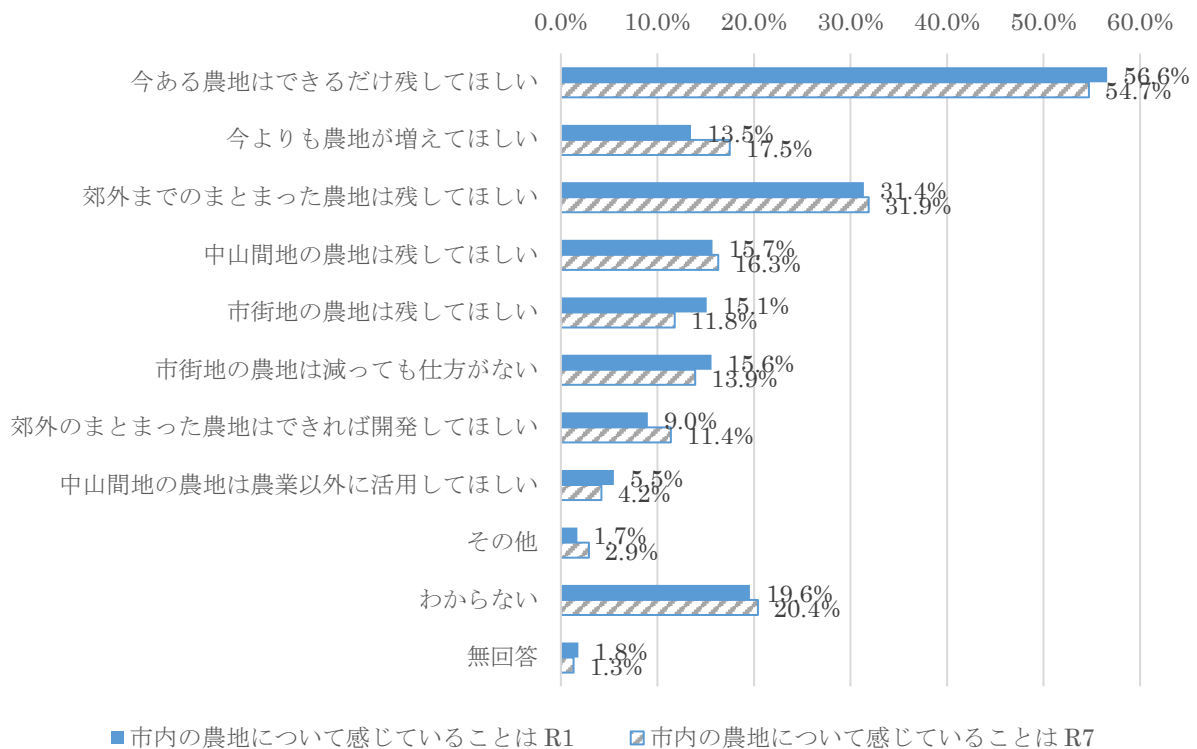
(2) 農業施策について

岡崎市の農業について知っていることは

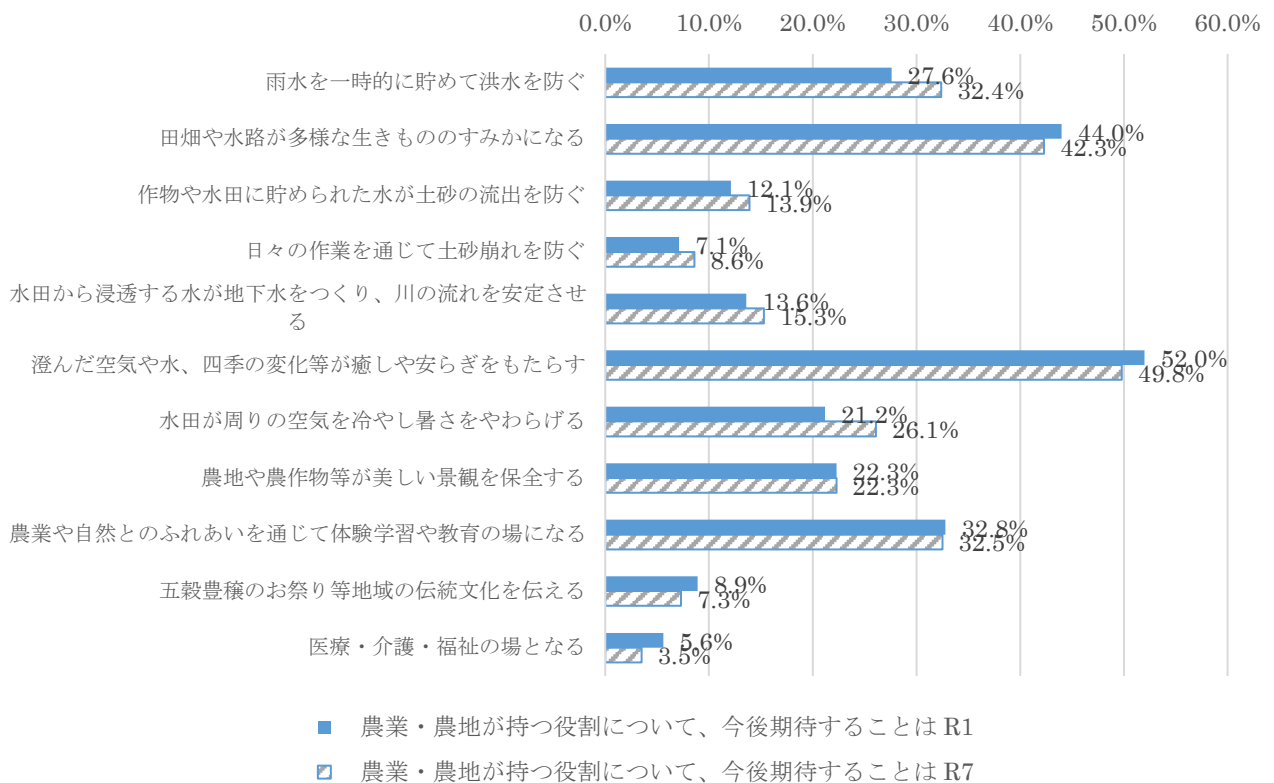


(3) 農地について

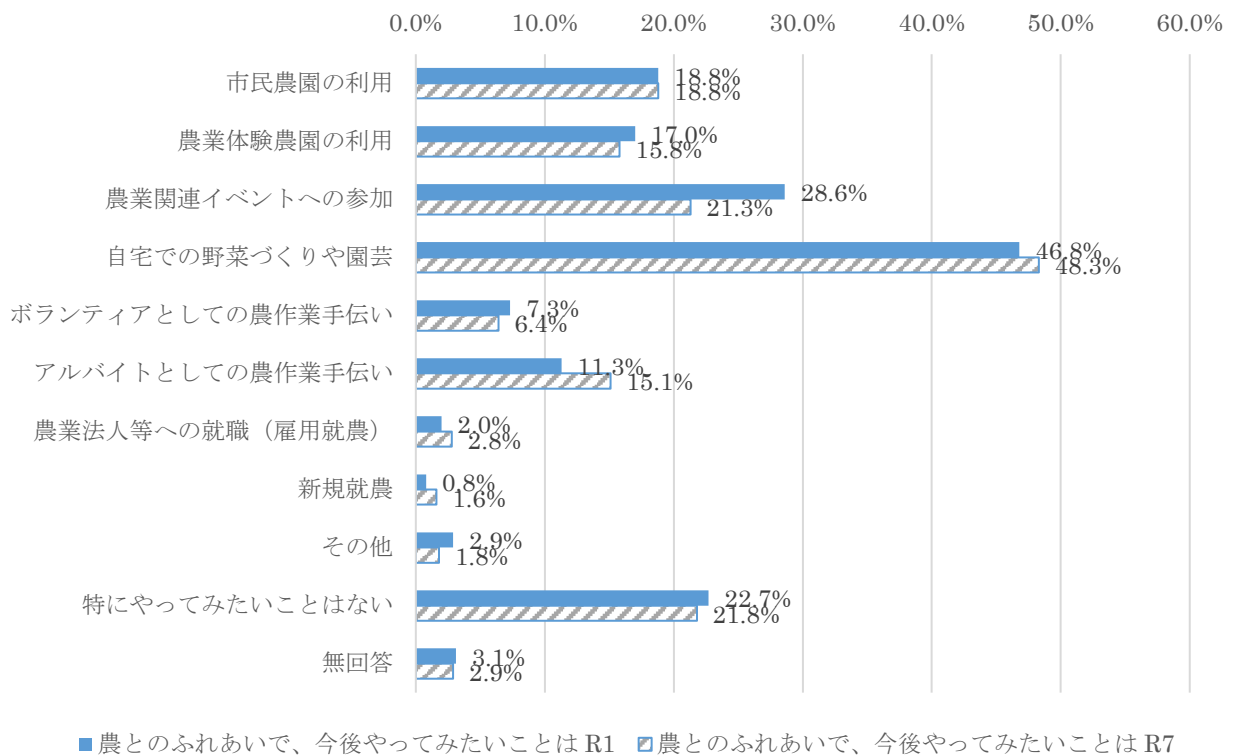
市内の農地について感じていることは



農業・農地が持つ役割について、今後期待することは

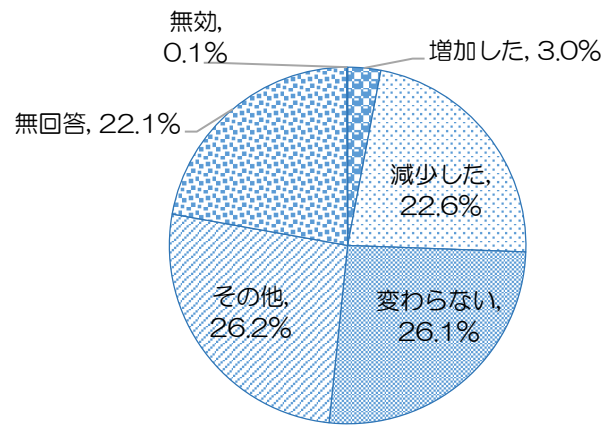


農とのふれあいで、今後やってみたいことは

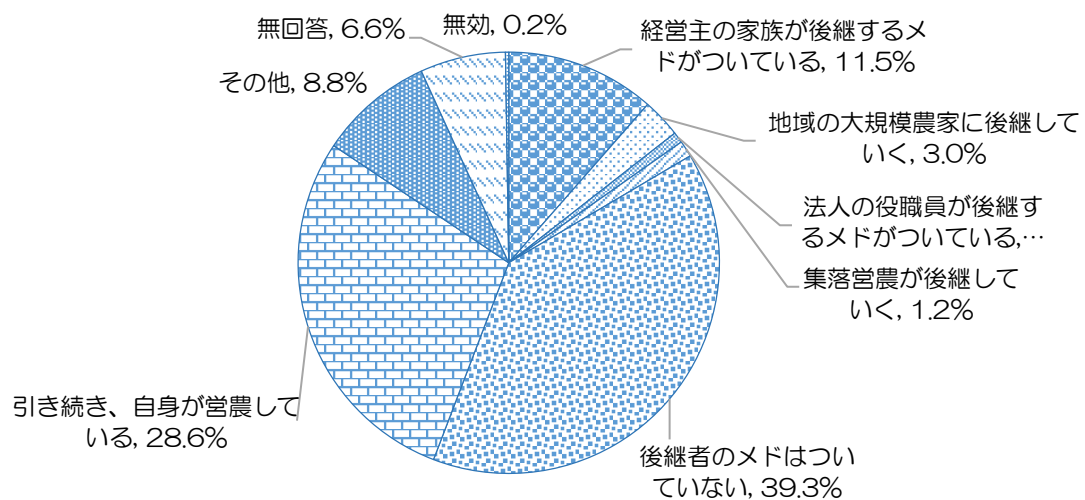


3 農業者の意識 (R1 農業者アンケート調査結果)

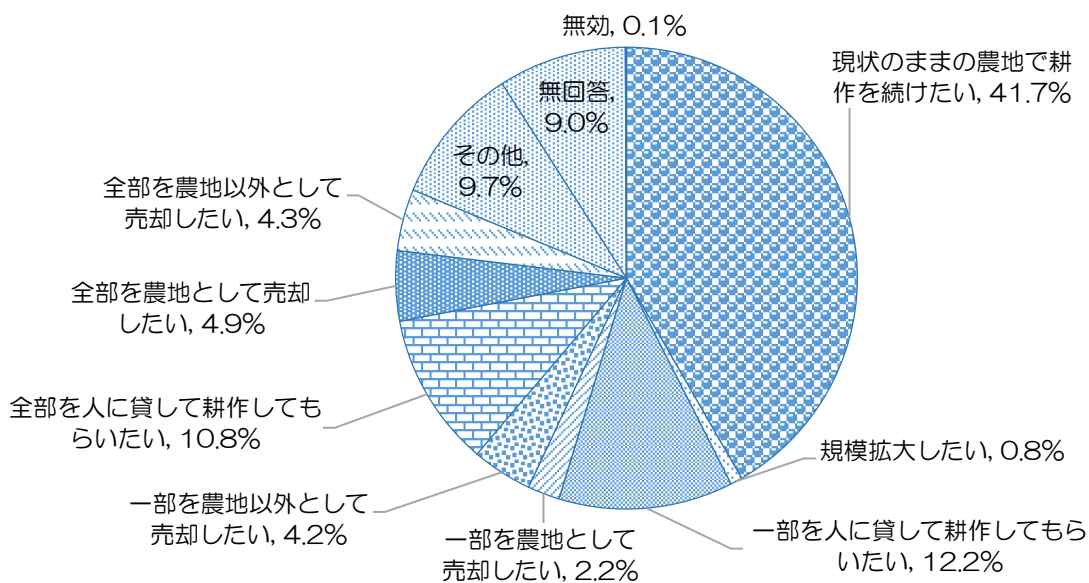
(1) 農業所得の5年前との比較



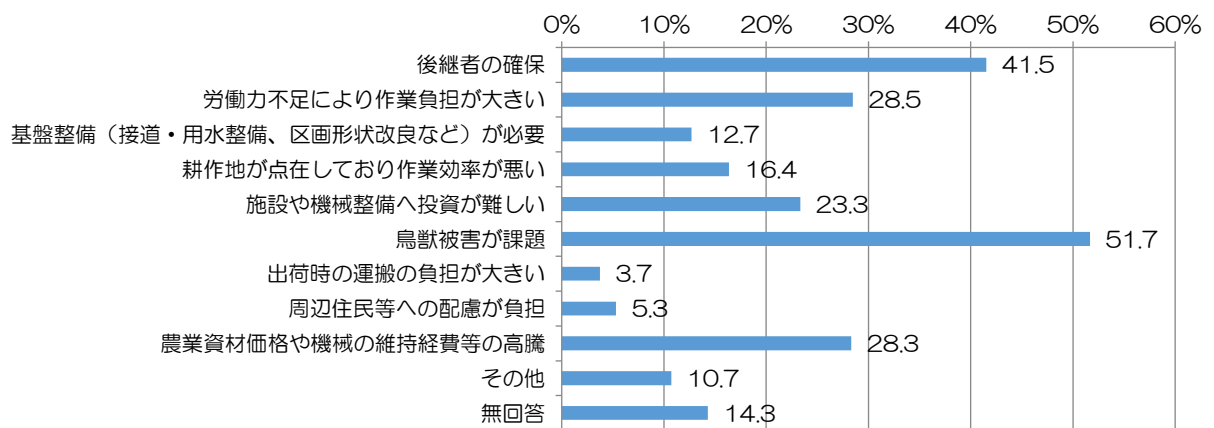
(2) 5年後の農業経営は



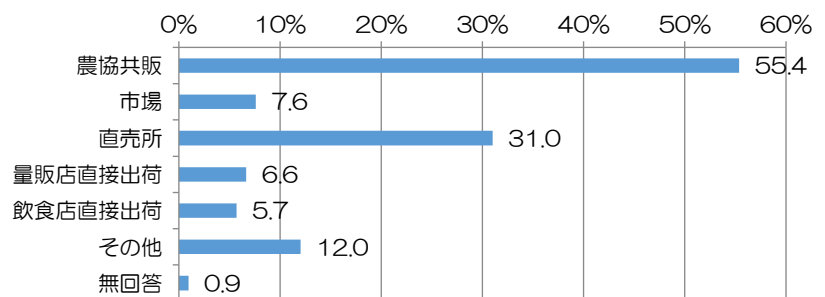
(3) 今後の農地利用の意向は



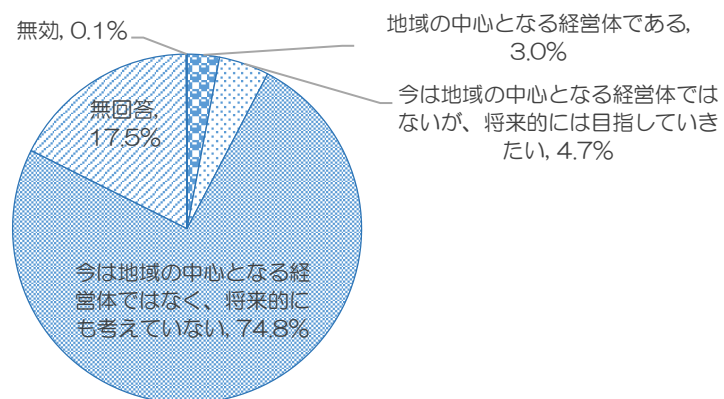
(4) 営農上の課題は



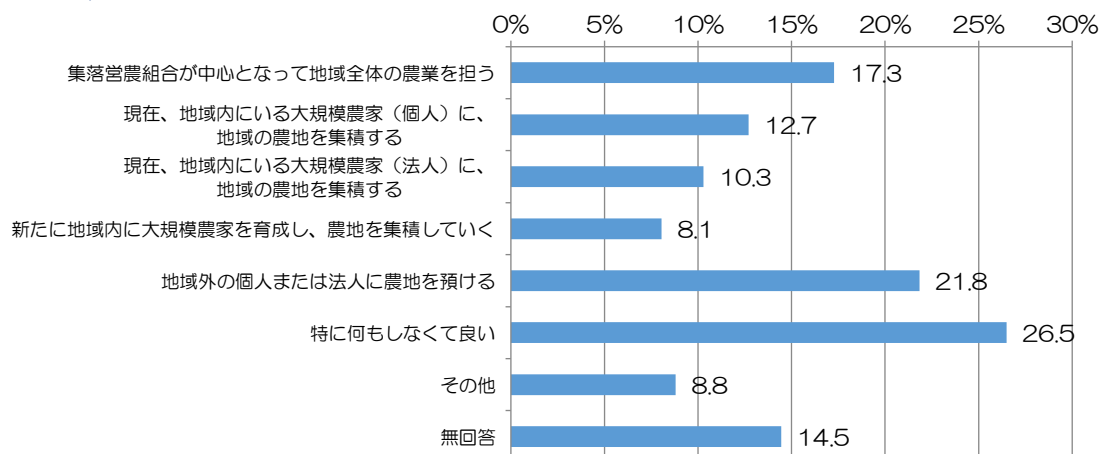
(5) 希望する出荷先は



(6) 自身の地域の中での位置づけは



(7) 地域の農業の進むべき方向は



4 課題

(1) 農業経営に関する課題と方向性

≪農業経営に関する課題≫

項目	内容
統計データから見る現状と課題	農産物販売金額 50 万円未満の農業者が全体の約半数、700 万円以上の農家割合、2,000 万円以上の農家数は増加
市民意識等実態調査から見る現状と課題	- 農林産物の購入場所は、最も多いのが市内のスーパーマーケット、生協店舗市内の農林産物直売所、庭先販売での購入は全体で 3 割弱と多くはない。 - 市内農林産物直売所の利用が多いのが 60 代、70 代。また農地保全の意向や農業体験の意向との相関も確認できる。 - 日常的に地元農林産物を意識するのは 3 割弱と多くない。地元農林産物を購入の理由は新鮮だから。購入しない（できない）理由は、自宅の近くに直売所が無い、近くのスーパーマーケットに地場産コーナーが無いことの回答が多い。 - 地元産農林産物を意識して購入するのが多い年代は 70 代。農地保全の意向や農業体験の意向との相関も確認できる。
農業者ワークショップから見る現状と課題	○農林水産物のブランド化 6 次産業化への支援 - 生産者にとって販路開拓が課題 - ジビエ商品の PR
	○地産地消・消費者交流推進 - 地産地消推進のための商業ノウハウの習得 6 次産業化への支援 - 学校給食への出荷支援 - 地元農林産物加工品の普及・PR の強化
	○環境保全型農業支援 道の駅、産直等にて有機野菜等の販売コーナーの設置
	○需給調整 - 米の直接支払交付金の復活 - 水田のフル活用
	○畜産支援 - トレーサビリティ対応への支援（コスト負担が大きい） - 酪農家の減少への対策 - 卵の海外輸出
	○有害鳥獣害被害防止・対策 - 中山間地の環境管理としての鳥獣害対策が必要 - 保護動物の解除 3～7 月のシカ駆除の強化 - サルの被害が深刻であり、対策・駆除の強化が必要 - 早期捕獲、捕獲檻への補助
	○農業支援センター 自然に生えている草花、薬草のウイルスフリー苗への支援
	○展示即売施設、道の駅の運営 - 野菜類の出荷価格の値上げ - 産直施設への直接出荷はメリットがある。 - 施設を再整備し、各地域での料理教室の開設 - 農林産物の産直販売への支援
	○その他 - 小型農機具のレンタル支援 - 収穫時期の盗難防止のパトロールが必要

≪考えられる今後の方向性≫

項目	内容
○大規模農家の維持・増加	一定規模の経営（販売金額）規模の農家が増加していることを背景に、本市の農業を牽引する大規模農業者の維持・増加を進めていく。
○農業の多角化	農林産物付加価値向上に向けたブランド化、6次産業化を求める声がある。農業の多角化にむけた支援策の検討が必要である。
○地域内販路の充実	- 新たな販路への要望がある。 - 直売所は市民からも支持されていることから、地域内販路の強化が有効であるとする。 - 展示販売施設等の施設での料理教室などの仕掛けが考えられる。
○生産力の向上	- 有機農業の振興、高収益作物等への転換・導入、鳥獣害への対策など、生産力の向上が求められる。特に中山間地での鳥獣害への対策は喫緊の課題である。 - 小規模農家では、農機具の購入、更新コストの負担が大きいことから、集落営農やレンタル制度を拡充し、生産力の向上を図ることが必要である。

(2) 農業の担い手に関する課題と方向性

≪農業経営に関する課題≫

項目	内容
統計データから見る現状と課題	・農家数は減少、一方で専業農家は増加 ・農業者の高齢化が進んでいる
市民意識等実態調査から見る現状と課題	—
農業者ワークショップから見る現状と課題	○農業の人材不足 ・農業者の高齢化、後継者不足（特に中山間地域で深刻） ・農業の魅力不足（農業では生活が成り立たない） ・農地の活用方法が分からない人が多い。 ・町内の役の人手不足 ・田の委託業者の管理不十分 ○認定農業者の育成・支援 ・各団体とも会員の高齢化・減少が課題 ・農業の業界全体のイメージの向上 ・次世代のためにフレッシュミズ活動への支援 ・婚活イベントの開催（担い手対策の一環として） ・外国人就農者や研修生への支援の検討 ・定年帰農者への支援内容の再検討（70歳まで農業を継続するという保証はない） ・集落営農が維持できるように補助新設（赤字解決） ・儲かる農業政策の実現 ・働き方改革 ・いちごやなす団地の整備 ○新規就農支援・次世代人材投資 ・農業の業界全体のイメージの向上 ・次世代のためにフレッシュミズ活動への支援 ・新規就農希望者バンクの創設 ・農業で生計が立てられるような支援 ・自然薯部会への新会員確保のための行政からの助成（初期投資費用助成） ・次世代人材育成に向けた小学生・中学生への体験農業の推進 ・新規就農者のほ場確保（夏秋なす・促成なすに適した農地を探すのが困難） ・初期投資への支援拡充 ・小規模農家への支援 ・市民農園利用者等の非農家の農業への参画（地主以外による耕作） ○農業塾開設 ・個人農家が新規就農者や定年帰農者を支援するシステムの構築



《考えられる今後の方向性》



項目	内容
○岡崎市農業を牽引する農業者への支援強化	・地域の農業を牽引する農家、儲かる農業を推進する農家として、認定農業者など中核的農家の支援強化を検討する。
○次世代への支援	・新規就農者へのほ場確保、初期投資への支援などの検討 ・小規模農家を含む、多様な農業経営を支援 ・農業塾の拡充、非農業者就農の実績づくり
○農業・地域活動の人材不足対策	・作業委託の強化や農作業以外の地域維持のためにも人材の確保が求められる。
○農業のイメージ向上	・農業の魅力向上（生活の面、作業の面）、農業の業界全体のイメージ向上、高齢者による農業と共にある生活などのプロモーションの実施によるイメージ向上を図る。
○中山間地域対策	・中山間地域の担い手を確保するための対策を強化する。



(3) 農地保全活用に関する課題と方向性

≪農業経営に関する課題≫

項目	内容
統計データから見る現状と課題	- 農地面積（課税地目別）は減少傾向にあるが、5年間は微減にとどまっている。経営耕地面積は減少傾向にあり、特に畑地の減少が著しい。 - 農地に占める水田の割合が、周辺市町と比べても高い状況 - 農地転用が進んでおり、毎年30ヘクタール程度の農地が転用されている。
市民意識等実態調査から見る現状と課題	- 市民の農地保全に対する意向は、「今ある農地ができるだけ残してほしい」が最も多く、次いで「郊外でのまとまった農地は残してほしい」という順 - 年代によりその意向は異なり、概ね年齢層が高い方で保全意向が高い。また、地元農林産物購買や農業体験等に意向を示す人に比べて、「わからない」と回答する人は、農地保全の意向が高くない状況
農業者ワークショップから見る現状と課題	○遊休農地・耕作放棄地の活用対策 - 県・市・JA・農家で議論する場が必要 - 農地バンク管理の推進（誰でも借りられる制度） - 遊休農地の保全のための新規作物の発掘への支援 - 農地保全だけでなく、総合的な土地活用の視点が必要（遊休農地、耕作放棄地の活用による中山間地の活性化を期待する声あり） - 観光業や飲食業と連携し、森林を活用した中山間地域の活性化を図る。（中山間地域においては、冬期の来訪者減少への対策が必要）
	○農地集積・集約化 - 畦畔撤去等のほ場整備による大規模営農の実現 - 大規模化後の不作リスクへの支援 - 農地が分散している。（移動のための燃料費もかかる）
	○農地管理の仕組み強化 - 農地管理の委託 - ICT技術の普及 - オペレーターの人材育成 - 農業支援センターの利用率の向上

≪考えられる今後の方向性≫

項目	内容
○遊休農地・耕作放棄地の活用	遊休農地の多様な活用策（農業者の規模拡大、新作物の試験栽培、観光や飲食との連携など）を検討する。
○農地集積・集約化	農地大規模化、ICT化により営農規模の拡大、作業効率向上に向けた支援を行う。
○農地管理の仕組み強化	- 営農しきれない、管理しきれない農地に対して、地域で管理を担う仕組み、その人材の確保を強化する。 - 農地バンクで農地を借りられる仕組みを整備する。



(4) 市民の農業理解に関する課題と方向性

≪農業経営に関する課題≫

項目	内容	
統計データから見る現状と課題	—	
市民意識等実態調査から見る現状と課題	- 岡崎の農業で知っていることとして、産直施設の設置についてが最も多く、学校給食での地元の野菜使用、地産地消イベントの実施が続く。 - 全般的に年齢が上がるほど、岡崎の農業についての認知が高いが、40代で学校給食や70代での地産地消イベントなど、特定の年代での認知の偏りもある。 - 農業・農地の多面的機能の中で重要だと思う役割は、「澄んだ空気や水、四季の変化などが癒しや安らぎをもたらす」、「田畑や水路が多様な生きもののすみかになる」が多く、「雨水を一時的に貯めて洪水を防ぐ」と回答した割合は、全国の調査結果と比べ、半数以下と低い。 - 多面的機能についても年代での偏りがみられ、20代から40代で、体験学習や教育の場としての役割を高く認識している。	
農業者ワークショップから見る現状と課題	○市民農園開設	市民農園の(1区画あたりの)栽培面積を拡げ、直売所施設に出荷する仕組みの検討
	○農業体験交流	- 次世代人材育成に向けた小学生・中学生への体験農業の推進(農業の大変さ・楽しさを知ってもらう) - 青年部で行っている芋掘り・芋苗定植への費用補助 - 施設を再整備し、各地域での料理教室の開設
	○農業の多面的機能	- 水田の多面的な機能を活用し、近年の異常気象に対応できる環境づくり - 農地の多面的機能を都市部住民へPR

≪考えられる今後の方向性≫

項目	内容
○岡崎の農業の認知度向上	- 産直施設や学校給食についての認知の高さを活かして、市民への岡崎市の農業・農業者の認知を更に高めるためのプロモーションを強化する。 - 対外的な発信の強化により、岡崎の農林産物の全体的なブランド価値向上に努める。 - 農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農林産物の供給機能以外の多面にわたる機能を将来にわたって、適切かつ十分に発揮させるとともに、広く市民の理解促進を図る。 - 農林水産業 × 環境・技術 × SDGs
○農業体験・観光の充実	- 市民農園、農業体験の充実により、市民の農業との接点を増やすとともに、農業者が農業経営の一助となる取組として推進を支援する。 - 農林産物直売施設のあり方を見直し、農業体験・観光と合わせたプログラムの充実を図る。



(5) 地域特性（中山間地域、都市的農業地域）に応じた、個別の課題や方向性

≪農業経営に関する課題≫

項目	内容	
関連計画における現状での施策方向性	○立地適正化計画	・北東部の中山間地域では、集落コミュニティの維持や都市との交流による地域維持、南西部の田園地域では、農住環境に配慮し、本計画の基本となるまちづくりの方針を検討
	○山村振興計画	・岡崎東ICを拠点とした観光地化を進める。 ・イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、などによる農林産物への被害を防止するため、農用地への電気柵設置に係る費用について補助を行う。
	○人・農地プラン	・葵地区でのぶどうや自然薯など地域の特産品の生産振興 ・東部地区でのいちごや柿のほか市場や産直出荷に向けた地域の特産品の生産振興 ・額田地区での(株)アグリみかわ等の地域の中心となる経営体（担い手）への農地の集積と作業受委託を一層推進、ミネアサヒやソバのほか、夏秋なす、自然薯、山菜など中山間地域の特性を活かした特産品の生産振興・支援 ・六ツ美地区でのほ場の大規模化がなされ担い手への農地の利用集積は進んでいるが、さらに地域の中心となる経営体（担い手）への集積、水稻・麦・大豆によるブロックローテーションの推進、いちご・なす等の施設園芸やハウレンソウ・ネギなどの露地野菜の生産振興 ・矢作地区での水稻・麦・大豆によるブロックローテーション、いちご・なす等の施設園芸や露地野菜の生産振興、土地改良事業の実施に合わせ、農地中間管理事業による農地の集積・集約
	○食料・農業・農村基本計画	・中山間地等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出
	○愛知県都市農業振興計画	・都市農業の安定的な継続、農と緑に恵まれた都市環境の形成、農のある豊かな暮らしの享受
統計データから見る現状と課題		・本市の人口は、2035年頃をピークに減少すると予測される。 ・地域別にみると、「岡崎地域」「中央地域」「六ツ美地域」「矢作地域」は人口増加が期待されており、「岩津地域」「東部地域」「額田地域」での人口減少により、市全体の人口が減少するとみられる。 ・特に「額田地域」は、今後35年で人口が半数になると推計されている。
農業者ワークショップから見る現状と課題	○農林業振興推進実行委員会	・道の駅、産直等では有機野菜等の販売コーナーを作る。 ・市民農園の充実
	○人・農地プラン地域合意形成検討会	・兼業、休日農業をサラリーマンに導入 ・畑が余っている。



○東阿知和地区	・河川の氾濫が懸念される。 ・農業支援センターとおかざき農遊館合同で集客を見込める施設にリニューアル ・スマートインター導入により町内の生活道に多くの車が侵入し、住民の危険性が上がると思われるため、町内の道なるべく通らない専用道を通してほしい。 ・まちバスの充実・利便性の向上（おかざき農遊館へのアクセス向上や環状線のバス導入等） ・高齢化に伴う遊休農地活用を図るための情報提供
○北部地区	・市街化の進行（周辺に住宅が多い、農業以外の仕事が多い、市街地税金が高い） ・農地が分散している。（移動のための燃料費もかかる） ・「儲かる」「生き残れる」農業 ・新規農業従事者を増やす。（リタイア層や小規模農家含めて）
○東部地区	・竹問題 ・いちご新規就農プログラムの実施 ・わが子に誇りをもって進められる農業 ・子育て世代も参加できる農業 ・未来につながる藤川宿、アウトレットと道の駅の連携
○南部地域	・地域内連携は強化されている。 ・いちごの経営展開は順調 ・農業塾も順調（卒業生の活躍、卒業生同士の連携あり） ・大雨が降ると下流で川が溢れる。 ・若い人が暮らしやすい地域にする。
○額田地区	・高齢化により田畑の維持が困難（他人への作業委託多数） ・離農者の増加、人手不足 ・農林業収入の減少により、後継者育成が難しい。（若者の農業への認識が不明） ・獣害の悪化（電気柵だけでは対応不可。作付品目にも問題ありか） ・情報中枢センター、交流サロンがない。 ・農地・森林の多面的機能への理解醸成（岡崎市の市街地を災害から守っている） ・規模の追求ではなく Small is beautiful ・里山環境の活用（里山体験の充実等） ・高齢者用の移動手段の開発（モデル地になれるのでは）



「考えられる今後の方向性」

○各地域特性別に対策すべき施策について、以下整理する。

項目	内容
○東阿知和地区	・おかざき農遊館、農業支援センターを連携し、集客拠点として整備検討する。そのための公共交通手段、アクセス向上を検討する。 ・スマートインター導入に伴う、地域住民への安全対策と利便性向上に向けた策を両立させる。
○中山間地域	・田畑の維持のための作業委託等農地管理の充実を推進する。 ・鳥獣害被害への対策のさらなる強化が必要 ・農業経営の安定化のための多角化や複合化（販路の多様化、新たな品目の検討、体験や観光など新たな経営への転換など）について検討・推進を図る。 ・都市部からの移住促進や、週末農業を推進すること等により、新たな担い手を確保する。
○都市的地域、六ツ美・矢作地区	・防災、景観形成、環境保全機能の発揮を促進する。 ・生産緑地制度の活用を推進する。 ・農林産物の地元での消費を促進する。 ・農作業体験の環境整備を推進する。 ・都市農業に関する情報提供と取組を促進する。 ・市街化の進行に対しての農業環境維持の対策を検討する。 ・農地分散への対策のための集積・集約化を推進検討する。 ・いちごなど高収益型の農業経営の維持拡大、その他高収益の農業経営形態について研究する。 ・今後の商業施設や病院等の新設にあたっての、農業振興に向けた連携の検討・推進を図る。



第2章 岡崎市の目指す 農業のあり方



左：岡崎市健康・食育キャラクター「まめ吉」

中：岡崎市農林産物ブランド化推進マスコットキャラクター「オカボー」

右：JAあいち三河マスコットキャラクター「みのりくん」



1 計画の体系

基本理念

農の持つ魅力の輝きを放ち続けるものとなるよう、生産者、消費者、事業者、関係団体、市等の中で連携・協働しながら、農業施策を総合的かつ計画的に推進する。

30年後を見据えた10年後の目指す姿

持続可能な農業経営基盤の構築と農業の多面的機能の維持

基本方針・重点事項

基本方針

重点事項

I 農業の担い手の育成・確保

1 新規就農者の育成・支援

2 多様な担い手の確保

3 ユニバーサル農業の推進

II 農業経営の安定化

4 農作業効率の向上

5 スマート農業の推進

6 農業所得の向上

III 地消地産の推進

7 地消地産・消費者交流

8 食育の推進

IV 農業の多面的機能の維持

9 農業の多面的機能に関する市民理解の促進

10 耕作放棄地対策

V 中山間地域対策

11 鳥獣被害対策

12 特色ある地域の魅力の発信

VI 都市農業の推進

13 多様な機能を有する都市農業の推進



市の取組

農務課

取組名	該当重点事項番号
農業振興計画策定業務	全部
新規就農支援対策業務	1・13
農業次世代人材投資資金交付業務	1・13
農業塾開設事業費補助業務	1・13
産地活性化プロジェクト補助業務	1・4・6・13
人・農地対策推進業務	2・3・10・12・13
援農ボランティア事業	2
農業生産組合支援業務	2・6・13
農林水産物ブランド化・6次産業化支援事業費補助業務	4・6・12・13
農林業経営改善近代化資金等利子補給補助業務	4・6・13
経営体育成支援事業費補助業務	4・5・6・13
新技術・農力向上プロジェクト事業費補助業務	4・5・13
農地集積・集約化対策業務	4・10・13
米・麦・大豆需給調整推進費補助業務	4・6・13
主要穀物生産調整支援業務	4・6・13
稲・麦種子安定生産対策事業費補助業務	4・6・13
経営所得安定対策等推進事業費補助業務	4・6・13
麦赤かび病防除事業費補助業務	4・6・13
家畜防疫対策強化事業費補助業務	4・6・13
畜産経営環境対策事業費補助業務	4・6
家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助業務	4・6
いちご育苗施設管理運営業務	4・6・13
地消地産・消費者交流推進業務	6・7・8・13
農林産物等展示即売施設管理運営業務	7・8・13
道の駅藤川宿管理運営業務	7・8・13
農業振興地域整備計画の設定・変更	9・10
環境保全型農業直接支払交付金交付業務	9・10・13
環境保全型農業推進事業費補助業務	9・13
都市農業振興関連	13
農業体験交流業務	1・13
研究培養施設管理運営業務	4・13
経営継承・発展等支援事業補助業務	2・6・13
農業農村情報通信環境整備対策業務	5・6・7・8・13
みどりの食料システム戦略推進業務	1・2・9・10・13
おかざき農業応援プロジェクト推進業務	6・7・12・13
価格高騰対策支援業務	2・6・13
被災農業者営農支援事業補助業務	2・6・13
化学肥料低減定着対策業務	9・13
農業構造転換支援事業補助業務	4・6・13
農業経営収入保険加入支援事業補助業務	6・13
食と農の生産・交流・PR拠点エリア推進業務	8・13





農地整備課

取組名	該当重点事項番号
土地改良区水路等維持管理事業費補助業務	4・13
国営造成施設管理体制整備促進事業費負担業務	4・13
県費土地改良事業費補助業務	4・13
県営かんがい排水事業費負担業務	4・13
県営ため池整備事業費負担業務	4・13
団体営土地改良事業費補助業務	4・13
県営経営体育成基盤整備事業費負担業務	4・13
ため池整備業務	4・13
市費農業用施設改良業務	4・13
県費農業用施設改良業務	4・13
農業用施設修繕業務	4・13
排水路・排水機場整備業務	4・13
仁木排水機場維持管理業務	4・13
合歓木排水機場維持管理業務	4・13
福岡排水機場維持管理業務	4・13
岡崎鹿乗排水機場維持管理業務	4・13
多面的機能推進業務	9・10・12・13

中山間政策課

取組名	該当重点事項番号
森林被害対策の推進	11
多様な森林づくりの推進	12
林業の担い手の育成・確保	12
山村振興業務	12
中山間地域等直接支払交付金交付業務	9・10・12
鮎資源保護業務	9・13
鮎稚魚導入事業費補助業務	9・13
内水面漁業振興啓発業務	9・13
有害鳥獣被害防止・捕獲業務	11
鳥獣害対策事業補助業務	11
山村活性化対策推進業務	6・12
山間地営農等振興事業費補助業務	4・6・12
農村環境改善センター管理運営業務	12
飲料水供給施設対策業務	12
ふるさと農村活性化対策基金積立金	12





農業委員会事務局

取組名	該当重点事項番号
農業者年金業務	6・13
農地転用業務	13

都市計画課

取組名	該当重点事項番号
都市農業振興関連	13
生産緑地関連	13

動物総合センター

取組名	該当重点事項番号
家畜診療業務	6

健康増進課

取組名	該当重点事項番号
食育推進業務	7・8・13
スマートウエルネスシティ推進業務	8・13



アクションプラン



【ドローンを用いたほ場調査】
市の取組においても、ドローン等を用いた
手法により、事務効率の向上を図ります



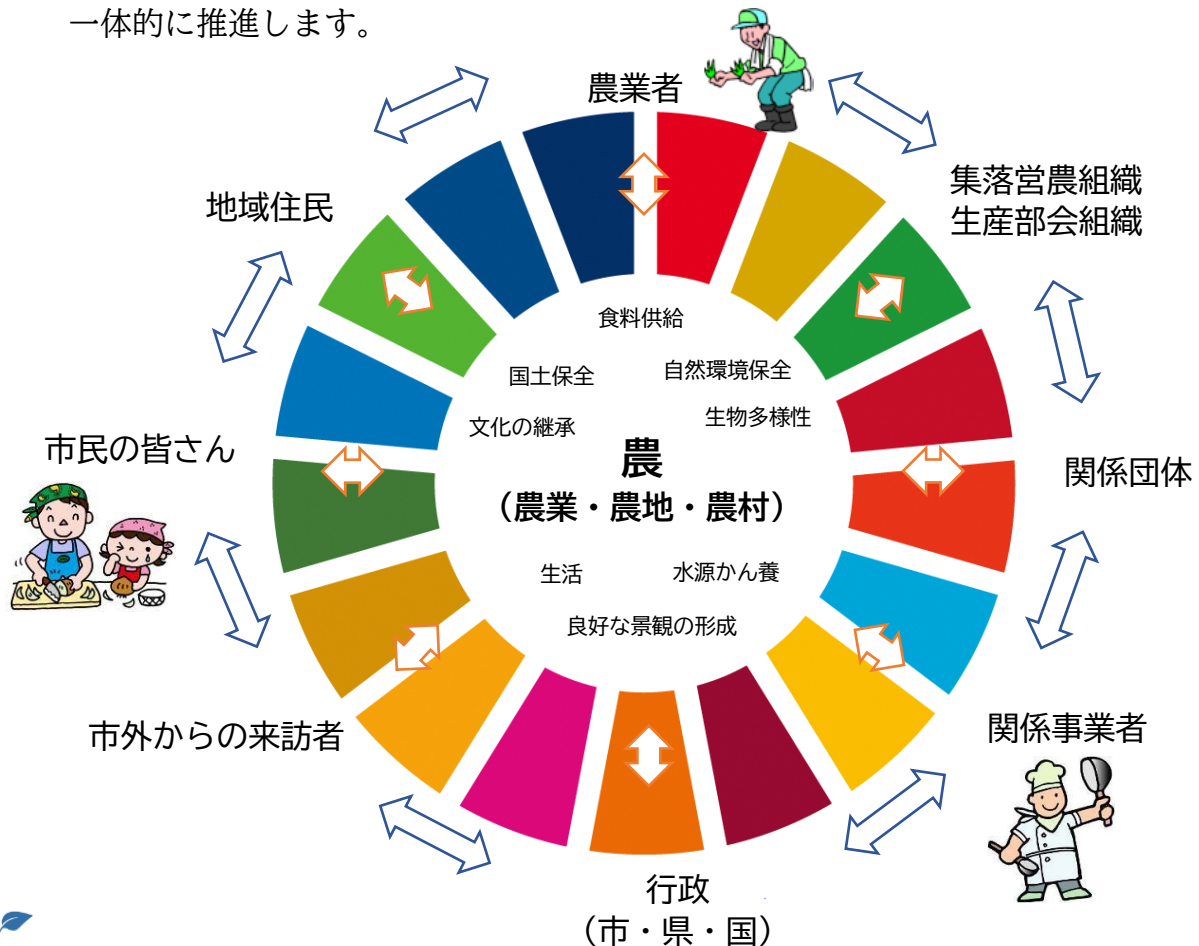
2 基本理念

農の持つ魅力の輝きを放ち続けるものとなるよう、生産者、消費者、事業者、関係団体、市等の間で連携・協働しながら、農業施策を総合的かつ計画的に推進する。

農（農業・農地・農村）は、市民の皆さんに不可欠な食料を安定的に供給する基盤であるとともに、生活する場でもあり、国土の保全、水源のかん養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承といった、多面的機能が発揮される場としての魅力を有し、都市住民にとっても広く恵みをもたらしています。

農業施策の推進にあたっては、生産基盤の強化による収益力の向上等を図り農業を活性化することや、多様な地域資源と他分野との組合せによって新たな価値を創出し所得と雇用機会を確保すること、農村に人が住み続けるための条件を整備すること、農業への市民の皆さんの関心を高め、農業を広域的に支える新たな動きや活力を生み出していくことが重要です。

このため、市民の皆さん、関係者、関係団体、市・県・国、市外からの来訪者も含めた幅広い主体の参画の下で、連携・協働しながら、現場の実態と課題やニーズを把握・共有した上で、その解決や実現に向けて、施策を総合的かつ計画的・一体的に推進します。



3 30年後を見据えた10年後の目指す姿

持続可能な農業経営基盤の構築と農業の多面的機能の維持

本市を含め、全国的に農業就業者数や農地面積が減少し続け、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、経営資源や農業技術が継承されず、生産基盤が一層脆弱化することが危惧されます。

また、中山間地域を中心に人口が減少し、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になることも懸念されます。

加えて、頻発する自然災害や地球温暖化の進行等による影響への懸念も増しています。

こうした中で、農業の持続性を高め、食と環境を次世代に継承していくためには、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、土台となる農業経営基盤を強化し、創意工夫により良質な農林産物を合理的な価格で安定的に供給する体制を構築し、持続可能な農業構造への転換に向けた具体的な取組としていく必要があります。

岡崎市は2020年にSDGs未来都市に選定され、SDGsの考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながらいわれ、環境と調和した持続可能な農業を展開するためには、SDGsの達成に率先して貢献しつつ、市民の皆さんの行動や他分野からの投資を誘導することで、新たな成長に繋がる可能性を有しています。

農業における多面的な機能が将来にわたって発揮され、本市の食と農の持つ魅力が輝きを放ち続けるものとなるよう、農地の保全がなされる持続可能なまちをめざします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs ゴール一覧表



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナリーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する





4 基本方針

I 農業の担い手の育成・確保

これからの10年の間に、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが予想される中であっても、農業が持続的に発展し、農林産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たすことが求められます。

このため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階や、中山間地域等の地理的条件、生産品目の特性などに応じ、担い手の育成・確保を進めます。

重点事項

- 重点事項1 新規就農者の育成・支援
- 重点事項2 多様な担い手の確保
- 重点事項3 ユニバーサル農業の推進

17のゴールのうち以下の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。



Ⅱ 農業経営の安定化

農業が持続可能なものとなるためには、農地の集積・集約化、経営発展の後押しや円滑な経営継承を進めるとともに、生産基盤を強化し、スマート農業の加速化による生産性の向上、作物ごとの課題の克服、生産・流通体制の改革を進める必要があります。

さらには、多様な地域資源を活かして魅力的な商品を生み出すことなどにより、新たな市場を開拓し、所得の増大と地域内での再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要です。

こうした観点から、平成25年12月に国で策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」とこととされており、引き続き、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の向上と、6次産業化など農業と食品産業等の連携を通じて、施策を推進していきます。

重点事項

- 重点事項4 農作業効率の向上
- 重点事項5 スマート農業の推進
- 重点事項6 農業所得の向上

17のゴールのうち、以下の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。





Ⅲ 地消地産の推進

「地消地産」とは、地域で生産したものを地域で消費してもらおうという立場の「地産地消」と異なり、地産地消の考え方に加えて、「地域で消費する」モノやサービスを、できるだけ「地域で生産」しようという考え方にに基づき、市内で消費する農林産物について、市外産から市内産へ置き換えを推進する取組です。

「地域で消費されているもの＝地域のニーズ」を出発点とするのが、「地消地産」の考え方であることから、市民の皆さんの生活に関連した消費動向や、事業者がどこから調達しているのかを可視化して地域のニーズを把握した上で、地域で消費するものを地域で作る流通ネットワーク体制を構築する必要があります。

地域の需要動向を把握した上で、その情報発信を進め、「新しい生活様式」にも対応する新たな流通経路の構築などにより、市内産農林産物を適切に消費者へ届ける生産・流通の仕組みの充実を図ります。

重点事項

重点事項7 地消地産・消費者交流

重点事項8 食育の推進

17のゴールのうち、以下の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。





IV 農業の多面的機能の維持

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条では、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農林産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（「多面的機能」）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。」とされています。

農業の多面的機能は、国民生活や国民経済の安定に重要な役割を果たしていますが、その価値には分かりにくい面があることから、日本学術会議は、国からの諮問に基づき、貨幣評価を試算しています（平成13年11月）。

洪水防止機能としては、水田及び畑の大雨時における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価したところ、年3兆4,988億円にも及び、同様の手法での愛知県における評価は年754億円と試算されており、農業の多面的機能が失われた場合、多額の対策費用が必要となることが示唆されています。

このように、地元で農業生産活動が行われる意義は高く、農地の保全がなされる持続可能なまちをめざす上でも、市民の皆さんの理解の促進を図り、地消地産の実現にとどまらず、定年帰農者としてや、市民農園を活用することにより、担い手としての役割を担っていただく等、協働して多面的機能の維持・発揮に取り組めます。

重点事項

- 重点事項9 農業の多面的機能に関する市民理解の促進
- 重点事項10 耕作放棄地対策

17のゴールのうち、以下の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。





農業・農村の多面的機能

① 洪水防止機能（洪水を防ぐ機能）

畦に囲まれた田や耕作されている畑の土壌には、雨水を一時的に貯留する働きがあります。そのため、農地は、ダムのように洪水を防止する役割を果たしています。

② 土砂崩壊防止機能（土砂崩れを防ぐ機能）

斜面に作られた田畑は、日々の手入れによって土砂崩れを未然に防止することができます。また、田畑を耕作することで、雨が降っても雨水を地下にゆっくりとしみこませ、地下水位が急上昇することを抑える働きがあり、地すべりなどの災害を防止しています。

③ 土壌侵食防止機能（土の流出を防ぐ機能）

田畑の作物や田に張られた水は、雨や風から土壌を守り、下流域に土壌が流出するのを防ぐ働きがあります。

④ 河川流況安定機能（川の流れを安定させる機能）

水田に利用されるかんがい用水や雨水は、時間をかけて河川に還元されることにより、河川の流況を安定させ、下流地域の都市用水などに利用されています。

⑤ 地下水かん養機能（地下水をつくる機能）

田畑に貯留した雨水等の多くは地下にゆっくりと浸透して地下水となり、下流地域の生活用水などに利用されています。

⑥ 有機性廃棄物分解機能（有機物を分解し作物の養分に変える機能）

田畑の中にいるバクテリアなどの微生物は、家畜の排せつ物や野菜のくずなどから作った堆肥（有機物）を分解し、作物が養分として利用しやすい形に変えます。

⑦ 気候緩和機能（暑さをやわらげる機能）

田の水面からの水分の蒸発や、作物の蒸散により、空気が冷やされます。この冷涼な空気は、周辺市街地の気温上昇を抑える効果もあります。

⑧ 保健休養機能（癒しや安らぎをもたらす機能）

農村の澄んだ空気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、安心と安らぎを与え、心と体をリフレッシュさせます。

⑨ 生物多様性保全機能（生きもののすみかになる機能）

田畑は、自然との調和を図りながら継続的に手入れをすることにより、豊かな生態系を持った二次的自然（人が手を加えることで形成・維持されてきた自然環境）が形成され、多様な生物が生息しています。

⑩ 景観保全機能（農村の景観を保全する機能）

農村地域では、農業が営まれることにより、田畑に育った作物と農家の家屋、その周辺の水辺や里山が一体となって美しい農村景観を形成しています。

⑪ 文化の伝承機能（農村の文化を伝承する機能）

全国各地に残る伝統行事や祭りは、五穀豊穡祈願や収穫を祝うものなど、稲作をはじめとする農業に由来するものが多く、地域において永きにわたり受け継がれています。

⑫ 教育の場としての機能

農村で、動植物や豊かな自然に触れることで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれます。

（出典 農林水産省ホームページ）
多面的機能イメージ図は72ページにあります。



V 中山間地域対策

中山間地域（中間農業地域・山間農業地域・その他林野率の高い等の地域）は、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。高齢化に伴う担い手不足、鳥獣被害、地形による制約等不利な生産条件であるため、本市における荒廃農地面積の7割以上が、中山間地域に存在しています。

一方で、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能であり、地域特性を活かした特色ある地域の魅力の発信が可能です。

荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めるとともに、特に、中山間地域での耕作放棄も危惧される農地も含め、地域で徹底した話し合いを行った上で、放牧や山菜・薬草栽培、鳥獣被害のない作物の導入など少子高齢化・人口減少に対応した多様な農地利用方策も含め農地の有効活用や適切な維持管理を進めていきます。

重点事項

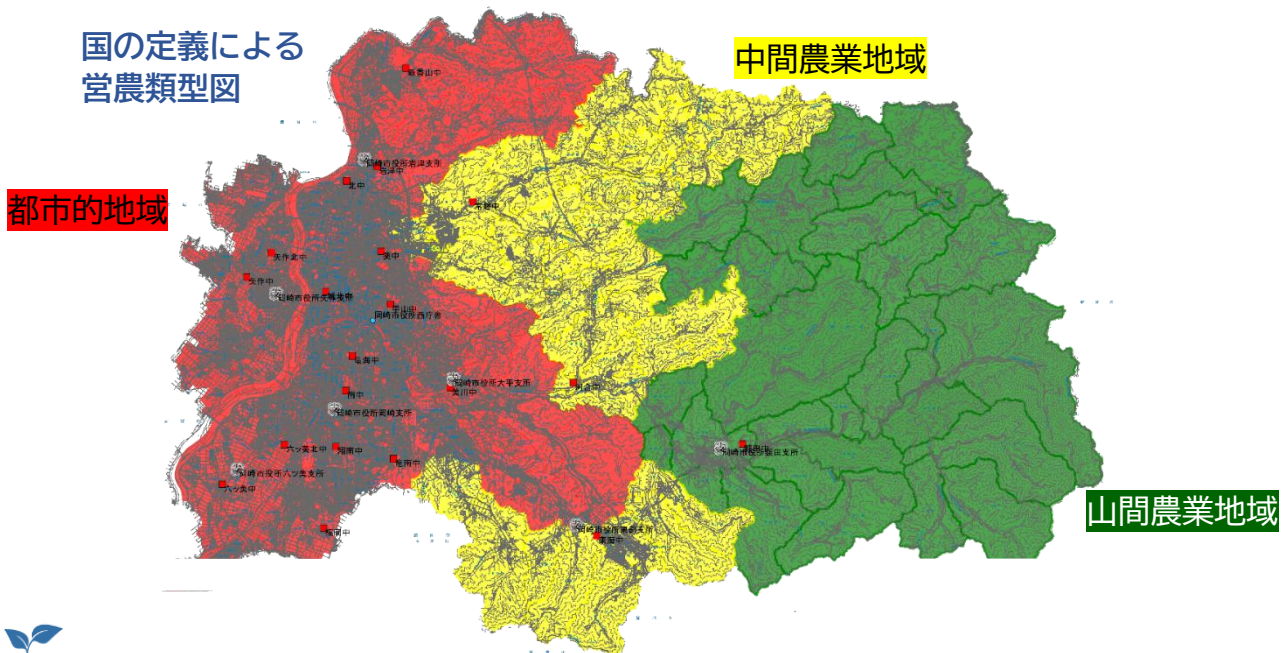
重点事項 11 鳥獣被害対策

重点事項 12 特色ある地域の魅力の発信

17のゴールのうち、以下の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。



国の定義による
営農類型図



VI 都市農業の推進（都市農業振興計画）

都市農業は、新鮮な農林産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解の醸成といった役割を果たすなど、多様な機能を有しています。

国においては、平成27年4月に都市農業振興基本法が施行され、翌28年5月には都市農業振興基本計画が策定されました。この中で、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換され、本格的な農業振興施策を講ずる方向に舵が切られました。

本市における都市農業の安定的な継続や多様な機能の発揮のため、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地、田園住居地域等の積極的な活用を促進し、都市農地の活用を複合的に組み合わせて、農と住の調和するまちづくりを進めます。

重点事項

重点事項13 多様な機能を有する都市農業の推進

17のゴールのうち、以下の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。



5 重点事項

計画期間中に注力して取組む事項を13の重点事項として設定し、推進します。

重点事項1 新規就農者の育成・支援

背景

農林業センサスによる本市のデータにおいて、平成27年時点の基幹的農業従事者は、70歳以上が最も多く、57.8%、次いで60～69歳が27.9%で、60歳以上が全体の85.7%を占めており、平均年齢は69.7歳という現状にあります。

直近10年間を比較すると、農業就業人口は約44%減少し、4.2歳高齢化しており、中山間地域を中心に農業の担い手が不足している状況です。

基本的方向

- ・農業を始めてみたい方、ゼロからのスタートなので何も分からない方、定年退職後のセカンドライフとして農業に関心がある方などが気軽に相談できる「新規就農相談窓口」の充実を図ります。
- ・栽培技術の基礎を学ぶ「農業塾」の充実を図ります。
- ・本市、幸田町、愛知県、JAあいち三河と連携して、新規就農を希望する方に対する研修や農地の取得方法・支援制度の紹介、就農後の資金や補助金の交付など、就農の準備段階から就農開始を経て経営が確立できるようバックアップを行います。
- ・親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手の確保を図ります。
- ・JAあいち三河が策定する産地戦略における、施設・機械等の整備（新規就農者の確保育成、生産力の高位平準化、多様な経営形態の導入）などに対する支援を行います。



【農業支援センターが市民向けに開催している農業塾】



【JA あいち三河いちご生産拠点研修農場 いちご塾（令和元年10月竣工）】
いちごのブランドの維持と産地発展を目的に新たな担い手を育成します。

主な取組

- ・新規就農支援対策業務
- ・農業次世代人材投資資金交付業務
- ・農業塾開設事業費補助業務
- ・産地活性化プロジェクト補助業務
- ・農業体験交流業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務

成果指標

成果指標	現状 R2(2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R12(2030)
新規就農者数 (直近5年間の平均人数)	3.4人	3.0人	5人

算出方法：新規就農支援対策事業費補助金の交付人数

指標参考データ

新規就農者数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	平均
人数	4	4	6	1	2	3.4

年度	R2	R3	R4	R5	R6	平均
人数	2	4	2	4	3	3.0

親元就農は含まない





重点事項2 多様な担い手の確保

背景

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行し、農業の生産基盤の脆弱化が危惧される中、地域の農業生産や必要な農地を確保し、持続可能なものとしていくためには、担い手等への経営継承を促しつつ、産地として連携・協働し、統一的な販売戦略や共同販売を通じて、継続的に農地を利用し、生産を行う農業者や収穫時など農繁期の臨時労働者など、多様な人材や主体の活躍を促進することが重要です。

農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしています。

企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては、農地の受け皿として期待されています。

基本的方向

- ・農業に関心があり、作業のサポートを行いたい市民等を対象の「援農ボランティア事業」により、高齢化等により労働力不足に悩んでいる農家のもとで、無償で作業援助を行うためのマッチングを行います。
- ・他産業と遜色ない働きやすい環境を整えるため、労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実、農作業安全対策の推進、農業生産工程管理（GAP）の実施による作業の標準化やマニュアル化等のマネジメントの強化、家族経営協定の締結による就業条件の整備、農福連携の推進など、誰でもやりがいがあり、働きやすい環境づくりを推進する取組を支援します。
- ・岡崎市農業振興ビジョン推進委員会や農業委員会委員等への女性登用を一層推進するとともに、より女性農業者が活動しやすい環境をつくり、若い女性新規就農者の増加につなげる取組を支援します。
- ・農業経営の法人化及び企業やNPOなどの農業参入を推進し、農地の集積・集約化、他産業での経験を有する者など多様な人材の確保、法人幹部や経営者となる人材の育成、経営統合・分社化等による広域での事業展開、輸出などに意欲的に取組む法人を支援します。
- ・地域計画との整合性に留意しつつ、青年等就農計画の作成を促し、国の交付金等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導きます。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。
- ・地域の中心的な経営体や生産部会組織の発展と円滑な経営継承を支援します。
- ・農業生産組合等地域で自主的に組織されている活動組織団体を支援し、農地を保全する担い手を確保するため、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・有機農業に新たに取組みたい市民、移住者、農業者等を対象として、有機農業の社会的意義や魅力等が学べる「有機農業塾」を開催し、有機農業の担い手確保を図ります。





主な取組

- ・人・農地対策推進業務
- ・援農ボランティア事業
- ・農業生産組合支援業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務

成果指標

成果指標	現状 R 2 (2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R 12(2030)
援農ボランティアマッチング人数 (直近5年間の平均人数)	18.2 人	17 人	30 人
岡崎市農業振興ビジョン推進委員会における女性委員比率	42.9%	37.5%	40%以上を維持

算出方法：農務課が把握した実績

指標参考データ

援農ボランティアマッチング人数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	平均
人数	19	24	15	16	17	18.2

年度	R2	R3	R4	R5	R6	平均
人数	17	18	21	16	13	17

用語解説

「農業生産工程管理（GAP）」

農林産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組です。

GAP の取組を実施することで、生産管理の向上、効率性の向上、農業者や従業員の経営意識の向上に繋がる効果があり、我が国の農業の競争力強化にも繋がります。

【具体的な取組】

STEP1 農薬や肥料の保管や農機具の整理整頓の徹底、生産履歴の記帳。

STEP2 農場内を点検し、見つけた課題や問題点について、自ら必要な対策を考えて実行し、その内容を記録・点検して継続的に改善。

GAP の実施例

食品安全 異物混入の防止、農薬の適正使用と保管

環境保全 適切な施肥、土壌浸食の防止、廃棄物別の適正処理、利用

労働安全 機械・設備の点検・整備、作業安全の保護具の着用





人権保護 強制労働の禁止、労働力の適切な確保、労働条件の提示及び厳守
農場経営管理 責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施

【GAP 認証】

GAP の取組が正しく実施されていることを第三者機関の審査により、確認・証明してもらうことを GAP 認証といいます。認証を受けることにより、持続可能な農業生産を行っていることが客観的に証明されます。



重点事項3 ユニバーサル農業の推進

背景

ユニバーサル農業とは、一般的に「園芸福祉」や「園芸療法」として知られている、園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がい者の社会参画などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取組です。

ユニバーサルデザインとは、バリアフリーデザインの発展形であり、能力や年齢、国籍、性別などの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方で、この概念を農業に取り入れたものが、「ユニバーサル農業」です。

浜松市では、いち早くこの取組がなされ、「農業と福祉のいい関係」が構築されています。

また、国においては、農作業における心身の健康増進効果等に着目し、高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進することとされ、「農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。」等、農林水産省と厚生労働省が連携して、「農業・農村における課題」、「福祉（障害者等）における課題」、双方の課題解決と利益（メリット）がある Win-Win の取組として推進されています。

基本的方向

- ・ユニバーサル農業推進懇談会を開催し、農福連携の推進、市民農園など市民の農業体験の推進等について、調査・審議し、より具体的な施策の推進を図ります。
- ・市民農園を開設する際の手続きや利用者の募集、看板の設置等について支援します。
- ・農家でない方が農業を体験し、有機農業を理解することを目的とした「有機市民農園」を開設するとともに、栽培に関する指導・相談体制の整備を図ります。
- ・JAあいち三河と連携して農福連携相談窓口を設置し、「農業と福祉のいい関係」を構築するためのマッチング、支援体制基盤（プラットフォーム）の整備促進を図り、ユニバーサル農園の普及・拡大等を推進します。
- ・ユニバーサル農業を推進する上で、指導者の育成やネットワークの構築等農作業の改善に活かせる取組を支援します。



【農福連携相談窓口】

令和3年3月1日に農務課とJAあいち三河営農企画課に設置





主な取組

- ・人・農地対策推進業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務

成果指標

成果指標	現状 R2(2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R12(2030)
農福連携相談窓口を通じた マッチング	0件	6件	10件

算出方法：農務課が把握した実績

指標参考データ

農福連携相談窓口（令和3年3月設置）相談件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	—	0	3	10	6

参考資料

ユニバーサル農業の活動分野と農業・園芸の持つ多面的機能

活動分野	農業・園芸の持つ多面的な機能
障がい者の就業・就労継続	農業での障がい者雇用、就労訓練施設等での自立支援（就農支援）、就労後の育成への取組など
園芸療法	医療や福祉の現場における園芸療法、治療やリハビリ、心身の機能回復など
高齢者の生きがいづくり	ガーデニングや市民農園における作業による高齢者の生きがいづくりなど
教育	教育・保育機関における児童・幼児等の農業・園芸活動など、情操から生涯教育まで
コミュニティづくり	地域の花壇づくりやコミュニティガーデン、市民農園や緑化運動など共同作業を通じたコミュニティづくりなど
生活の質の向上	市民農園や貸し農園による農業・園芸活動を通じた心身の健康や豊かな環境づくり、グリーンツーリズムなど

（出典：浜松市）



重点事項4 農作業効率の向上

背景

農業者の高齢化、担い手・労働力不足などにより、今後、農業者の減少が急速に進むことが見込まれています。

こうした中、次世代へ継承していくため、大切な経営資源である優良農地を確実に確保するためには、担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化等を推進し、労働生産性の向上や農作業効率の向上を図り、良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保と有効利用を図ることが喫緊の課題となっています。

基本的方向

- ・地域計画に基づき、将来の農地利用を担う経営体と位置付けられた担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進し、農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備を図ります。
- ・農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化とライフサイクルコスト低減に向け、適切な保全管理と計画的な予防保全、更新に努めていきます。
- ・防災重点農業用ため池の整備促進と、農業用ため池の決壊による被害想定図としてハザードマップを公開して、防災情報を提供します。
- ・経営規模の拡大や農林産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組むために導入する農業用機械等に係る経費に対して支援します。
- ・気候変動や自然災害に強く、食料の安定供給を可能とする持続的な産地づくりを推進するため、異常気象による生育不良、品質低下・病虫害等による被害を軽減できる品種や生産安定技術に関する情報提供及びその導入を支援します。



【ほ場整備工事】

畦を取り、区画を大規模化して作業効率を向上



【ほ場整備完了後 東牧内工区】



主な取組

- ・産地活性化プロジェクト補助業務
- ・農林水産物ブランド化・6次産業化支援事業費補助業務
- ・農林業経営改善近代化資金等利子補給補助業務
- ・経営体育成支援事業費補助業務
- ・新技術・農力向上プロジェクト事業費補助業務
- ・農地集積・集約化対策業務
- ・米・麦・大豆需給調整推進費補助業務
- ・主要穀物生産調整支援業務
- ・稲・麦種子安定生産対策事業費補助業務
- ・経営所得安定対策等推進事業費補助業務
- ・麦赤かび病防除事業費補助業務
- ・家畜防疫対策強化事業費補助業務
- ・畜産経営環境対策事業費補助業務
- ・家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助業務
- ・いちご育苗施設管理運営業務
- ・研究培養施設管理運営業務
- ・農業構造転換支援事業補助業務
- ・土地改良区水路等維持管理事業費補助業務
- ・国営造成施設管理体制整備促進事業費負担業務
- ・県費土地改良事業費補助業務
- ・県営かんがい排水事業費負担業務
- ・県営ため池整備事業費負担業務
- ・団体営土地改良事業費補助業務
- ・県営経営体育成基盤整備事業費負担業務
- ・ため池整備業務
- ・市費農業用施設改良業務
- ・県費農業用施設改良業務
- ・農業用施設修繕業務
- ・排水路・排水機場整備業務
- ・仁木排水機場維持管理業務
- ・合歓木排水機場維持管理業務
- ・福岡排水機場維持管理業務
- ・岡崎鹿乗排水機場維持管理業務
- ・山間地営農等振興事業費補助業務



成果指標

成果指標	現状 R 2 (2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R 12(2030)
農地中間管理事業における農地の貸付累計面積 1) 廃止	557ha	1,249.1ha	700ha 廃止
農地の整備率 2)	63.6% 【R1.11】	67%	70%
農地のもつ防災機能の認知度 3)	46.8% 【R1】	54.8% 【R7】	60%

算出方法：

- 1) 農務課が把握した実績
- 2) (用水改良のみを除く基盤整備対象地面積) ÷ (農業振興地域内における農用地面積) × 100
- 3) 市民アンケート調査

指標参考データ

農地中間管理事業における農地の貸付面積

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計
面積(ha)	5.3	28.6	27.1	7.9	101.5	386.6	557

年度	R3	R4	R5	R6	累計
面積(ha)	131.7	277.1	146.7	136.6	1,249.1

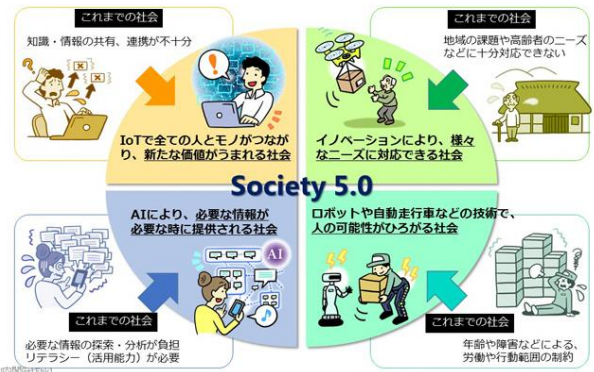


重点事項5 スマート農業の推進

背景

「スマート農業」とは、「ロボット、人工知能（AI）、IoT など先端技術を活用する農業」のことです。

国は、ロボット、AI、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、我が国は、課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指しています。



（資料 内閣府）

農業分野では、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題となっており、今後も、平均経営耕地面積が拡大することが想定されています。

農林水産業・食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっていることから、1人当たり作業面積の限界を打破する技術革新が必要であるという視点から、今後、積極的に活用していくことが期待されています。

また、CSF や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病や新型コロナウイルス感染症の流行は、国際社会との関係性の中で発生した新たな脅威であり、人々の生活や経済活動に大きな影響を与えました。その一方で、リモート会議やテレワーク、GIGA スクールなど ICT 化が加速された側面もあり、農業分野においても、経営上のリスク回避に加え、脅威が発生した際の消費習慣・行動パターンの変化に対応していく必要があります。

基本的方向

- ・ ロボットトラクター、スマートフォンで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化し、人手を省くことが可能になる「作業の自動化」に対する取組を支援します。
- ・ 位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能になる「情報共有の簡易化」に対する取組を支援します。
- ・ ドローンや衛星によるセンシングデータや気象データの AI 解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能になる「データの活用」に対する取組を支援します。



【ロボットトラクター】

- ## 主な取組

- ## 成果指標

算出方法：新技術・農力向上プロジェクト事業費補助金申請件数

指標参考データ

年度	R3	R4	R5	R6	直近3年間平均
人数	6	6	6	2	4.7

岡崎市農業振興ビジョン2030



重点事項6 農業所得の向上

背景

国が平成25年12月に策定（最終改定令和2年12月）した「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。」との農林水産行政の方針が示されています。

基本的方向

- ・優良農地の確保やスマート農業技術の普及等による土地生産性の向上及び労働生産性の向上を図るとともに、農産物の付加価値の向上を図ります。
- ・本市における地域資源活用価値創出・6次産業化・地産地消を推進するため、「岡崎市農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会」を設置し、「岡崎市農山漁村発イノベーション推進戦略」の策定・進捗管理を行いながら、そのネットワークを活用し、取組む事業者を支援します。
- ・市内で生産された農林水産物の品質の向上や市場や消費者から信頼される商品となること等を目的として「岡崎市農林産物ブランド化推進品目」を定めており、その推進品目について、積極的に6次産業化商品の開発を推進し、岡崎市を代表する新商品が生まれるよう支援します。
- ・地域ブランド推進品目を定め、地域団体商標の取得等を目標に支援を行い、ブランド力の向上を図ります。
- ・国等の交付金等を活用し、地域に根ざした農林水産物加工品等を創出し、付加価値の向上、更なる新商品の開発及び販路拡大への取組を推進します。
- ・事業者の地域資源活用価値創出や6次産業化についてのサポート体制を整え、必要に応じてOKa-Bizや愛知県地域資源活用・地域連携サポートセンター（愛知県6次産業化サポートセンター）と連携し、新商品開発、加工技術、商品価値のPR方法等について助言を行います。また、認定農業者を中心に、制度や支援体制等について周知するとともに、取組意向のある事業者を発掘します。
- ・国や県の事業の活用により、生産体制や生産力の維持・強化を図り、水田フル活用に向けて、麦、大豆及び高収益作物の作付面積の拡大を推進します。
- ・経営所得安定対策や価格安定制度への加入及び農業保険制度の定着に向けた普及啓発を推進しセーフティネット対策の充実を図ります。
- ・安心して飼育ができる畜産経営環境を整備するため、家畜診療体制及び家畜防疫体制の充実を図ります。
- ・畜産物を安定的に生産するため、畜産経営に起因する悪臭・害虫の発生を防止し、生活環境の保全を図ります。





主な取組

- ・産地活性化プロジェクト補助業務
- ・農業生産組合支援業務
- ・農林水産物ブランド化・6次産業化支援事業費補助業務
- ・農林業経営改善近代化資金等利子補給補助業務
- ・経営体育成支援事業費補助業務
- ・米・麦・大豆需給調整推進費補助業務
- ・主要穀物生産調整支援業務
- ・稲・麦種子安定生産対策事業費補助業務
- ・経営所得安定対策等推進事業費補助業務
- ・麦赤かび病防除事業費補助業務
- ・家畜防疫対策強化事業費補助業務
- ・畜産経営環境対策事業費補助業務
- ・家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助業務
- ・いちご育苗施設管理運営業務
- ・山村活性化対策推進業務
- ・山間地営農等振興事業費補助業務
- ・地消地産・消費者交流推進業務
- ・経営継承・発展等支援事業補助業務
- ・農業農村情報通信環境整備対策業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務
- ・おかざき農業応援プロジェクト推進業務
- ・価格高騰対策業務
- ・被災農業者営農支援事業補助業務
- ・農業構造転換支援事業補助業務
- ・農業経営収入保険加入支援事業補助業務
- ・農業者年金業務
- ・家畜診療業務



【水田を活用した大豆栽培】
ブロックローテーションによる米・
麦・大豆の2年3作



【岡崎市農林産物ブランド化推進シンボルマーク】
「オカボー」

成果指標

成果指標	現状 R 2 (2020)	中間評価 R6 (2024)	目標値 R 12 (2030)
認定農業者の平均農業所得 (直近5年間の平均金額)	8,545 千円	11,240 千円	12,000 千円

算出方法：農業経営改善計画に記載された現状の金額の平均金額



参考資料

岡崎市農林産物ブランド化推進品目一覧

・産地ブランド推進品目（40品目）

米	麦	大豆	さつまいも
いちご	かぼちゃ	きゅうり	なす
玉ねぎ	ねぎ	ほうれん草	里いも
自然薯	にんじん	いちじく	柿
くり	ぶどう	ブルーベリー	ゆず
植木	切花	千両	鉢物
茶	しめ縄	木材	牛肉
牛乳	豚肉	鶏卵	鶏肉
蜂蜜	きのこ	山菜	わさび
漆	椿	竹	鮎

・地域ブランド推進品目（8品目）

藤川宿むらさき麦 (藤川まちづくり協議会) 	大門のしめ縄 (大門メ縄協同組合) 	法性寺ねぎ (法性寺ねぎ研究会) 
岡崎おうはん (岡崎おうはんブランド推進委員会) 	ぬかたのミネアサヒ (岡崎市ぬかたブランド協議会) 	岡崎竹千代ポーク (オクオカ竹資源活用協議会) 
純岡崎産ワイン (岡崎市果樹振興会) 	岡崎のぶどう (岡崎市果樹振興会) 	



重点事項7 地消地産・消費者交流

背景

市民意識調査における地元産農林産物を購入する場合の理由として、「新鮮だから」が59.9%、「生産者が分かって安心だから」が38.2%挙げられており、地域で作られたものを地域で消費することで、新鮮・安全・安心・活性化につながるメリットがあり、輸送距離にかかるコストが少なくなるため、環境への負担も軽減されます。

特に、学校及び保育園の給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として利用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地消地産の有効な手段であるため、地元食材の積極的な活用が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化は、農業者の経営や農林産物の流通・消費に大きな影響を与えました。この教訓を生かし、今後、同様の不測の事態が発生しても影響を最小限に抑えるための取組を進めるとともに、「新しい生活様式」の下での消費習慣の変化を踏まえた新たな流通・消費の仕組みづくりが求められています。

地元産品の消費拡大と消費者交流を目的とする農林産物直売施設であるおかざき農遊館とふれあいドーム岡崎は、第3セクター方式の株式会社による管理運営の後、平成18年度から指定管理者制度（指定管理者：あいち三河農業協同組合）により、管理運営しています。しかし両施設は経年による老朽化が進み、売場の構成も現在のニーズと合わないため、建物・設備（ハード）と運営・サービス（ソフト）の両面で更新が必要です。

基本的方向

- ・農業者・観光事業者・給食事業者等が連携し、需要に応じた地元産農林水産物が利用できる体制づくりを通して、市外産から市内産に置き換える取組を進めるとともに、農林産物販売の拠点である直売所の機能強化や地域内流通の拡充に取り組めます。
- ・農林産物直売所と食品事業者の連携により、給食現場等への一次加工品の供給体制を整備し、学校給食等での地域食材利用を促進します。
- ・市内の宿泊施設・飲食店等で使用される食材を市外産から市内産へ「置き換える」食の“地消地産”を推進するため、農林業祭や各種フェアの開催、産地見学や意見交換会などにより地元食材の情報提供や生産者との交流を図ります。
- ・市内産農林産物の普及促進と消費拡大を図るため、岡崎市農林産物ブランド化推進マスコットキャラクター「オカボー」を活用して、大人から子どもまで幅広い世代に対し、PRを行います。
- ・おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎、道の駅藤川宿地域振興施設といった農林産物直売施設の活用により、市内産農林産物の普及促進と消費拡大を図り、農林産物直売情報の充実を図ります。
- ・おかざき農遊館及びふれあいドーム岡崎は、経営の効率化や売上向上が期待でき、消費者交流が図りやすい民間主導の体制へ移行していきます。これらの施



設は、本市の農業基盤を支える中小規模農家の出荷先機能を確保するとともに、地産地消や食の安全・安心といった消費者ニーズに応える重要な農業支援施設であり、市は移行後も必要な支援および施策連携を継続して行います。

- ・大規模な自然災害や感染症の発生などの不測の事態が発生しても影響を最小限に抑えるため、平時からの対策として、食料自給力を高め、食料のサプライチェーンの維持・強化を図るための農林産物直売所づくり、消費者ニーズを踏まえた多様な栽培品目の導入やその出荷体制、新たな需要等状況に応じて転換可能又は確実な経営形態の導入、労働力の安定的な確保等の危機管理体制づくりを推進し、食料安全保障の確保を図ります。



【農林業祭 乙川河川敷
(例年11月)】



【ぶどうフェア】



【自然薯手堀り体験】



【15(いちご)
の日消費宣伝】

主な取組

- ・地産地消・消費者交流推進業務
- ・農林産物等展示即売施設（農遊館・ふれあいドーム）管理運営業務
- ・道の駅藤川宿管理運営業務
- ・農業農村情報通信環境整備対策業務
- ・おかざき農業応援プロジェクト推進業務
- ・食育推進業務

成果指標

成果指標	現状 R1(2019)	中間評価 R6(2024)	目標値 R12(2030)
地元産農林産物を意識して 購入している人	28.8%	27.6% 【R7】	40%

算出方法：市民アンケート調査

重点事項8 食育の推進

背景

食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められていることから、平成17年に「食育基本法」が制定されました。

この法律において、「農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。」とされています。

さらに、「国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。」とされています。

基本的方向

- ・岡崎市食育推進会議が策定する「岡崎市食育推進計画」に基づき、農業への理解が深まるよう、農業体験や地産地消（地産地消促進計画）等の取組を幅広い世代に対し、食育的視点からも推進します。
- ・市民自らが「農」に触れる機会や生産者と交流する機会を提供する拠点エリアとする「おかざきの食と農の生産・交流・PR拠点エリア（アグリパーク）構想」を推進します。



【おかざき農遊館（東阿知和町）】
平成8年オープン



【ふれあいドーム岡崎（下青野町）】
平成12年オープン



【道の駅藤川宿（藤川町）】
平成 24 年オープン



【おかざきの食と農の生産・交流・PR
拠点エリア（アグリパーク）構想】

主な取組

- ・地消地産・消費者交流推進業務
- ・農林産物等展示即売施設（農遊館・ふれあいドーム）管理運営業務
- ・道の駅藤川宿管理運営業務
- ・農業体験交流業務
- ・農業農村情報通信環境整備対策業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務
- ・食と農の生産・交流・PR拠点エリア推進業務
- ・食育推進業務
- ・スマートウェルネスシティ推進業務

成果指標

成果指標	現状 R 1 (2019)	中間評価 R6(2024)	目標値 R 12(2030)
地元産農林産物を意識して購入している人	28.8%	27.6% 【R7】	40%

算出方法：市民アンケート調査

この他、岡崎市食育推進計画における成果指標と連携するものとします。



重点事項9 農業の多面的機能に関する市民理解の促進

背景

農業・農地が持つ役割で、市民の皆さんが期待されていることは、「新鮮で安全な農林産物の供給」、次いで「農薬や化学肥料の使用を抑えた農林産物、有機農産物栽培を推進」、「学校給食等での、新鮮で安全な農林産物の供給」、「子どもたちが学校教育や情操教育の中で、農業にふれる機会の創出」の順となっています。

多面的機能のなかで、特に重要だと思う役割については、「澄んだ空気や水、四季の変化などが癒しや安らぎをもたらす」が最も多く、次いで「田畑や水路が多様な生きもののすみかになる」となっている一方で、「雨水を一時的に貯めて洪水を防ぐ」、「作物や水田に貯められた水が土砂の流出を防ぐ」、「日々の作業を通じて土砂崩れを防ぐ」という田畑の持つ防災機能の認知度は低い状況です。

農業には、食料その他の農林産物の供給の機能以外の多面にわたる機能があることを市民の皆さんに広く認識していただき、将来にわたり、農地を保全する必要があります。

基本的方向

- ・農業には、食料その他の農林産物の供給の機能以外の多面にわたる機能があることへの市民の皆さんの理解醸成等に向けた取組の推進を図ります。
- ・「雨水を一時的に貯めて洪水を防ぐ」、「作物や水田に貯められた水が土砂の流出を防ぐ」、「日々の作業を通じて土砂崩れを防ぐ」といった農地がもつ防災機能の市民の皆さんの認知度を高め、農地を保全・活用する意義への理解醸成を促進し、持続可能な循環型都市づくりをめざします。
- ・多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する国の支援制度である日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金）を活用した取組を支援します。
- ・「岡崎市有機農業実施計画」に基づき、有機農業の面積の拡大、減化学肥料栽培の推進や、農業用廃棄物の適正な処理の推進等、環境にやさしい農業を推進します。
- ・内水面資源の保全を行うため、鮎の放流や本来あるべき漁場の維持管理等の取組を行うとともに、内水面資源に対する市民の皆さんの理解促進を図ります。



【マニースプレッターによるたい肥の散布】



【アイガモロボによる抑草実証】



主な取組

- ・農業振興地域整備計画の設定・変更
- ・環境保全型農業直接支払交付金交付業務
- ・環境保全型農業推進事業費補助業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務
- ・化学肥料低減定着対策業務
- ・多面的機能推進業務
- ・中山間地域等直接支払交付金交付業務
- ・鮎資源保護業務
- ・鮎稚魚導入事業費補助業務
- ・内水面漁業振興啓発業務

成果指標

成果指標	現状 R2(2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R 12(2030)
農地のもつ防災機能 の認知度	46.8%	54.9% 【R7】	60%

算出方法：市民アンケート調査

成果指標	現状 R2(2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R 12(2030)
有機農業面積	82ha	結果待ち	120ha

算出方法：農林業センサス

指標参考データ

R1・R7市民意識等実態調査結果

農業・農村のもつ多面的機能のなかで、特に重要だと思う役割
(特に重要なもの3つまで選択)

	R1		R7	
	回答数	割合	回答数	割合
総数	786	100%	830	100%
雨水を一時的に貯めて洪水を防ぐ【防災機能】	217	27.6%	269	32.4%
田畑や水路が多様な生きもののすみかになる	346	44.0%	351	42.3%
作物や水田に貯められた水が土砂の流出を防ぐ【防災機能】	95	12.1%	115	13.9%
日々の作業を通じて土砂崩れを防ぐ【防災機能】	56	7.1%	71	8.6%
水田から浸透する水が地下水をつくり、川の流れを安定させる	107	13.6%	127	15.3%
澄んだ空気や水、四季の変化などが癒しや安らぎをもたらす	409	52.0%	413	49.8%
水田が周りの空気を冷やし暑さをやわらげる	167	21.2%	217	26.1%
農地や農作物などが美しい景観を保全する	175	22.3%	185	22.3%
農業や自然とのふれあいを通じて体験学習や教育の場になる	258	32.8%	270	32.5%
五穀豊穡のお祭りなど地域の伝統文化を伝える	70	8.9%	61	7.3%
医療・介護・福祉の場となる	44	5.6%	20	3.5%
無回答	35	4.5%	0	0%
無効	1	0.1%	0	0%



重点事項 10 耕作放棄地対策

背景

本市における耕作放棄地及び荒廃農地の面積は、増加傾向にあり、直近の耕作放棄地面積は 432ha（平成 27 年農林業センサス）、荒廃農地面積は 583.7ha（令和 6 年調査）となっています。

耕作放棄地（荒廃農地）は、周りの環境に様々な悪影響を与えるおそれがあり、一度耕作をやめて数年経てば、農地の原形を失うほどに荒れてしまいます。

また、周辺地域の営農環境への悪影響としては、病虫害・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等が考えられ、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなっています。

さらには、地域住民の生活環境への悪影響として、土砂やゴミの無断投棄、火災発生の原因となる等が考えられます。

中山間地域等、上流地域で発生した耕作放棄地は、周辺の営農・生活環境を悪化させるだけでなく、下流地域の国土保全機能の低下をも招くことが考えられます。

基本的方向

- ・地域計画に基づき、計画的に地域の中心となる経営体、新規就農者、農業法人等への農地の利用集積を推進します。
- ・土地改良区、JA、農地中間管理機構との連携を図り、農作業の受委託を推進し、耕作放棄地（荒廃農地）の発生抑制に努めます。
- ・多面的機能支払交付金及び中山間地等直接支払交付金を活用した地域ぐるみでの共同保全活動によって、農用地等の保全に努めていくほか、景観形成作物の栽培を促進し、美しい地域づくりや景観づくりを推進します。
- ・ユニバーサル農業を推進することにより、耕作放棄地の発生未然防止、多様な担い手による再生利用活動を支援します。
- ・農業者の高齢化や担い手不足が耕作放棄地発生の主な要因であるため、新規就農相談の充実を図り、新規就農者の受け入れを促進します。
- ・農業振興地域整備計画と関係し、適切な農地利用を計画します。

主な取組

- ・人・農地対策推進業務
- ・農地集積・集約化対策業務
- ・農業振興地域整備計画の設定・変更
- ・環境保全型農業直接支払交付金交付業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務
- ・多面的機能推進業務
- ・中山間地域等直接支払交付金交付業務



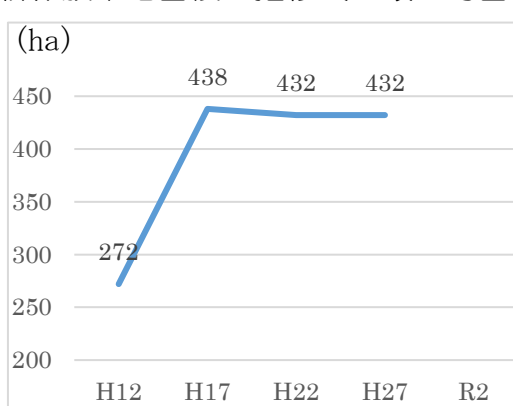
成果指標

成果指標	現状 R 2 (2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R 12(2030)
荒廃農地面積	574.3ha	583.7ha	500ha

算出方法：農業委員会による調査

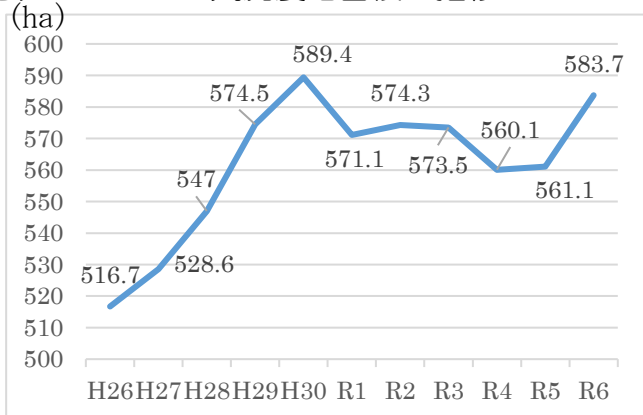
指標参考データ

耕作放棄地面積の推移（旧額田町含む）



（農林業センサス）

荒廃農地面積の推移



（農業委員会による調査）

用語解説

「耕作放棄地」

農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したものです。（統計上の用語）

「遊休農地」

農地法において、「1. 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「2. その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1. の農地を除く）」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のことです。（法律上の用語）

「荒廃農地」

遊休農地調査において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地」とされ、現地調査により把握したものです。（調査上の用語）



重点事項 11 鳥獣被害対策

背景

鳥獣による農林水産業への被害は、市内全域の山間部で発生しています。大分類すると、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、小型獣類、鳥類に分類でき、それぞれの被害の傾向は次のとおりの状況です。

イノシシ：市内全域の山間部に生息範囲が拡大しており、以前は被害が無かった地域に被害が発生しています。北部地域では平成 22 年度以前は奥殿町や恵田町付近だったのが、近年では細川町、仁木町付近まで、東南部地域では、平成 22 年度以前は桑谷町や山綱町付近だったのが、近年では竜泉寺町、美合町付近まで被害が発生しており、山間地域から市街地辺縁部に移動している傾向にあります。大規模侵入防止柵を設置した地区では、ある程度被害を抑えることができます（以下、ニホンジカ、ニホンザルも同様）。

ニホンジカ：これまで旧額田町での被害が多く報告されていましたが、次第に市内各所に生息範囲が拡大し、農作物被害のほか、杉・桧などの人工林への被害も報告されています。

ニホンザル：過去には、市東部の本宮山付近にしか生息していませんでしたが、次第に西へ生息範囲を拡大し、旧額田町のほぼ全域や、旧岡崎市の北部等で被害が発生しています。年々被害報告は増加しており、近年では、はぐれたサルが市街地に出没する頻度が増加しています。

小型獣類：被害報告は少ないですが、果樹園などを中心に市内全域で被害報告が見られます。ハクビシンによる被害報告は増加していますが、ヌートリアの被害報告は減少しています。

鳥類：六ツ美地区や矢作地区などを中心に市内全域で報告されていますが、カラスによる果樹やスイカなどの被害や、ヒヨドリなどによる水稻被害が多いものの、獣害と比べ被害額は小さい傾向にあります。また、カワウによるアユの食害など、水産被害も発生しています。

基本的方向

- ・岡崎市鳥獣害対策協議会、猟友会等の団体、地域住民と連携して、捕獲や追払いに対する体制の強化を図ります。
- ・狩猟免許所持者が減少傾向にあるため、狩猟免許取得に対する支援を行い、狩猟者人口の増加を目指すとともに、狩猟者を増やすための啓発活動を行います。また、猟友会員以外の捕獲の担い手の確保について、検討します。
- ・センサーを用いた自動捕獲装置や、捕獲檻の作動をメールで通知する装置、監視カメラなど ICT 技術を導入することにより、捕獲者の負担の軽減を図ります。特に捕獲に熱心な狩猟者及び農業者等により、捕獲及び被害防除の補助的作業を行い、地域ぐるみの対策へつなげるために、捕獲サポート隊の充実を図ります。
- ・捕獲した鳥獣を、所得を生み出す地域資源に変えていくため、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得するための人材育成、処理加工施設の整備、食の安





全性の確保の他、ペットフード等多様な用途への利用など、関係者が共有できる捕獲から処理加工までの体制構築を図ります。

- ・山奥の耕作放棄地等に、果樹（栗・柿・木苺等）を植樹し、サル・イノシシ・シカの餌場とする「有害鳥獣誘引ほ場」を整備することにより、里山や市街地辺縁部の生息域から山奥に誘引し、農作物被害を軽減する試みを実施します。



【イノシシ捕獲檻】



【ICT 大型捕獲檻】

監視カメラ付き、遠隔操作で見ながら檻を閉めることができる

主な取組

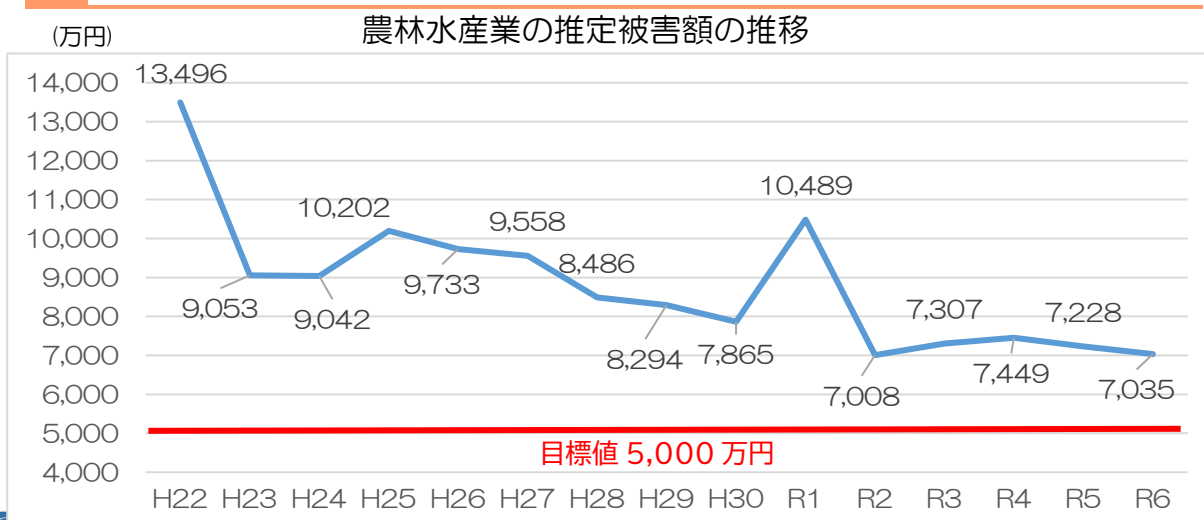
- ・森林被害対策の推進
- ・有害鳥獣被害防止・捕獲業務
- ・鳥獣害対策事業補助業務

成果指標

成果指標	現状 R2(2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R12(2030)
農林水産業の年間推定被害額	7,008 万円	7,035 万円	5,000 万円

算出方法：農業生産組合等を通じた調査

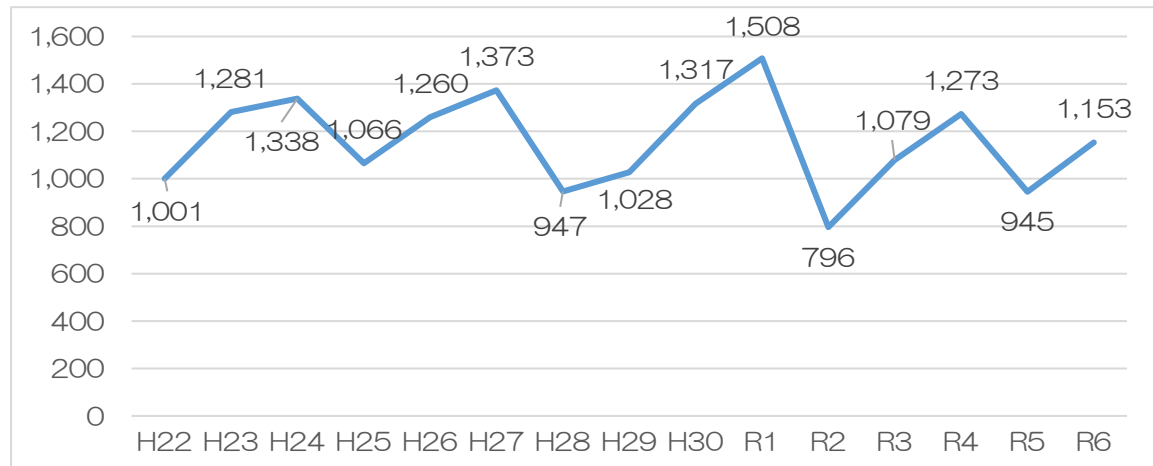
指標参考データ



参考指標

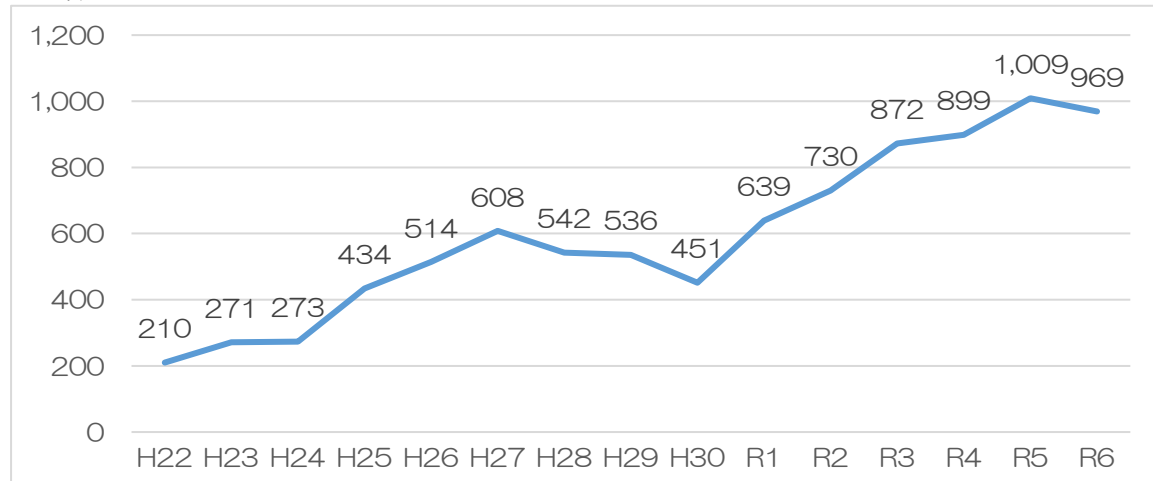
(頭)

イノシシの捕獲頭数



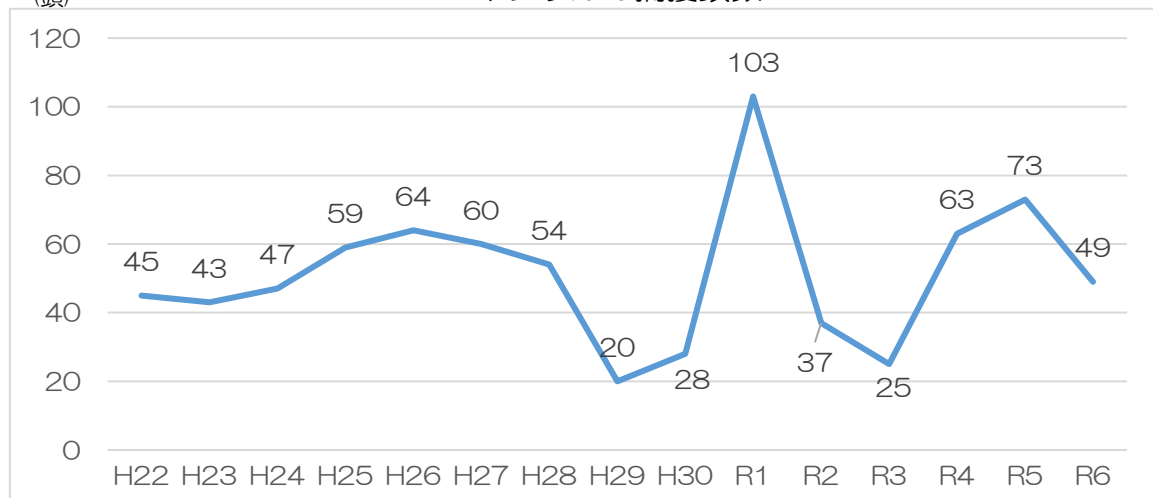
(頭)

ニホンジカの捕獲頭数



(頭)

ニホンザルの捕獲頭数





重点事項 12 特色ある地域の魅力の発信

背景

中山間地域における人口減少には歯止めがかからず、若年層の流出、高齢化の進行、少子化の拡大、集落の縮小などが深刻なものとなっています。

都市化の進行や拡大化に加えて、中山間地域の基幹産業でもある農林業の長引く不振、製造業等の産業の低迷による雇用機会の低下などにより、若年層を中心に人口や世帯の流出が続いています。

他方、新東名高速道路岡崎東インターチェンジの供用が開始されたことで、額田地域へのアクセス性は向上し、新たな産業の創出、それに伴う雇用機会の増加や、都市部住民との交流の機会の増加などが期待されています。

中山間地域は、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っているほか、農村の歴史や伝統文化が傳承されています。

また、これまで農業・農村との関わりが少なかった都市部の人材が、農業・農村の価値や魅力を再認識し、都市と農村を往来したり、農村に定住したりするなど、「田園回帰」「農村回帰」による人の流れが広がりを持ちながら継続している中、こうした都市部の人材が地域活性化に貢献する動きも出始めています。

基本的方向

- ・「岡崎市中山間地域活性化計画」に基づき、住み慣れた地域で暮らし続けるための仕組みづくりを推進します。
- ・清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進します。
- ・棚田地域振興法に基づき指定された棚田を核とした地域振興を図ります。
- ・中山間地域における農業の担い手に対する、人材の確保・育成と中山間地域農業の維持発展を図る取組を支援します。
- ・所得の向上や雇用の増大に向け、地域内の農林水産物等の地域資源の潜在的な力を活用し、商品化や販売促進等の取組を促し、農業者が農林産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進します。
- ・古民家等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備し、観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実、美しい景観等を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組を推進します。
- ・生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」の形成を図るため、遊休施設などを活用して農業振興、観光、文化、福祉、防犯等の面から多機能化し、地域活性化の拠点等として活用していくための方策を検討します。
- ・地域への関心や関わりを持った者が、関心や関わりを段階的に深め、地域活動への参画や援農・就農等に効果的につなげていくための仕組みづくりを検討します。
- ・「農のあるライフスタイル」(Farmer's Life IN OKAZAKI)、副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するための、農林業と他の仕事を組み合わせた働き方





「半農半X」、「半林半X」や、都市部と中山間地域の両方に拠点をもち、行き来しながら仕事や生活を楽しむ「デュアルライフ（二地域居住）」を実践する方等を増加させるための方策や、本格的な農林業に限らない多様な関わりへの支援体制のあり方を検討します。

- ・野生生物の生息環境の保全に向けた里山づくりを進めるため、棚田の保全、里山林の育成や天然広葉樹林の保全を行うとともに、貴重な自然体験を学ぶ場として活用するなど、地域に残された貴重な生物多様性の保全・活用を行う施策を推進します。
- ・多様な森林づくりを推進し、ウルシ、コウゾ等特用林産物による山林の有効活用を図ります。
- ・都市との近接性を森林サービス産業や交流などの活性化につなげ、自然、伝統、文化等の山村が持つ個性を活かし、美しく豊かで誇りの持てる魅力と活力ある地域の創造を目指します。



【令和2年8月20日付で、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に指定された千万町棚田（千万町町）】
愛知県からの申請で第1号

主な取組

- ・人・農地対策推進業務
- ・農林水産物ブランド化・6次産業化支援事業費補助業務
- ・多面的機能推進業務
- ・多様な森林づくりの推進
- ・林業の担い手の育成・確保
- ・山村振興業務
- ・中山間地域等直接支払交付金交付業務
- ・山村活性化対策推進業務
- ・山間地営農等振興事業費補助業務
- ・農村環境改善センター管理運営業務
- ・飲料水供給施設対策業務
- ・ふるさと農村活性化対策基金積立金



成果指標

成果指標	現状 R2(2020)	中間評価 R6(2024)	目標値 R12(2030)
地域資源を活用した体験・交流プログラム数	—	16件	増加数20

算出方法：農務課が把握した実績



重点事項 13 多様な機能を有する都市農業の推進

都市農業の定義

本計画における「都市農業」とは、都市農業振興基本法第2条において定義される「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」をいうものとします。

農業振興地域と都市計画区域

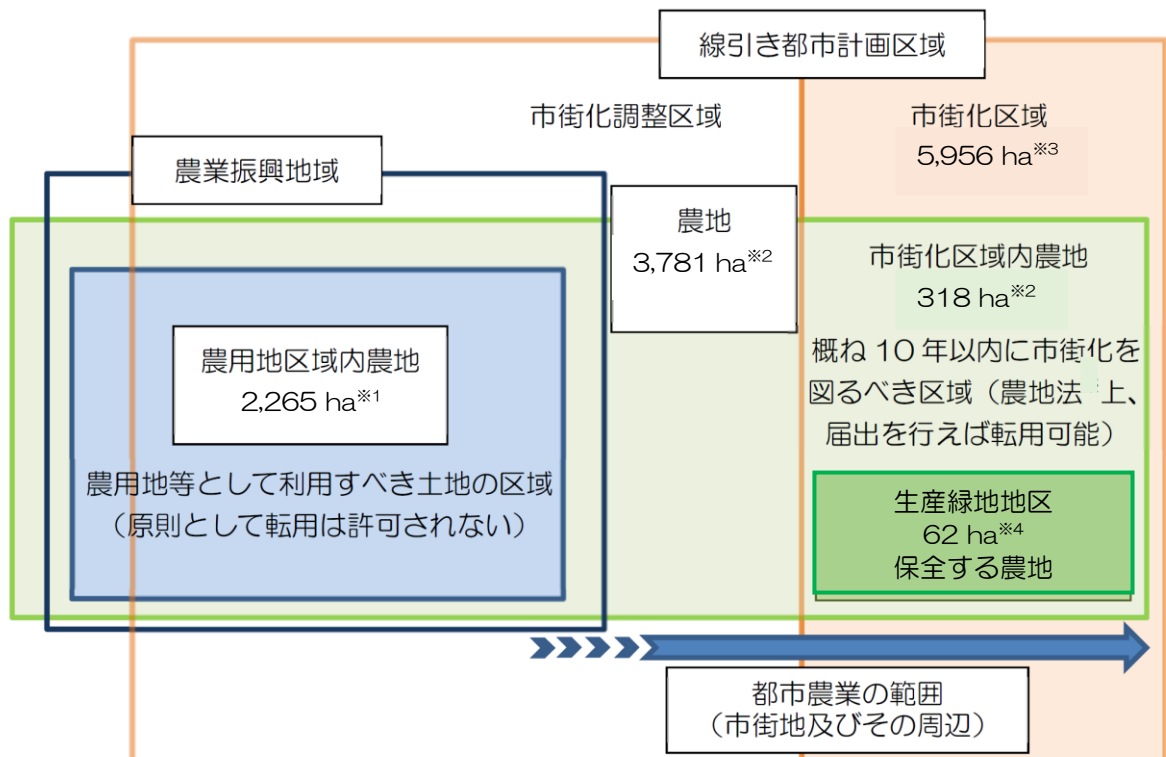
高度経済成長期において、旺盛な宅地需要に応えるため、昭和43年に制定された「都市計画法」では、市街化区域に取り込まれた農地は「宅地化すべきもの」として位置づけられました。一方、農業政策においても、昭和44年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律」により、主要な施策は農業振興地域の農用地区域で計画的・集中的に実施されてきました。市街化区域内農地は、都市政策及び農業政策の双方から宅地化するまでの過渡的な存在として位置づけられて今日に至っており、主要な農業振興施策が講じられてきたとはいええない状況です。

土地利用区分別農地面積をみると、市内の市街化区域内農地は338haで全農地の8.4%となっています。そのうち、23%にあたる78haが生産緑地地区に指定されています。



【生産緑地地区】

平成27年4月に施行された都市農業振興基本法により、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換された。



※1：農用地達成状況調査(市) R6.12

※3：県告示面積 R5.3

※2：農地台帳面積 R8.3

※4：市告示面積 R7.12

数字はすべて小数点第1位を四捨五入





基本的方向

① 都市農業の農林産物を供給する機能の向上

- ・宅地と近接するという特有の立地条件により生じる、農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出への対策や農作業実施のタイムスケジュールの調整などの課題に対し、都市住民と共生する農業経営への支援策のあり方について検討します。
- ・生産緑地、特定農地貸付け、市民農園、税制等の都市農業に係る諸制度について、周知を図るための分かりやすい資料の充実を図ります。
- ・生産性の向上に向けた取組については、「基本方針Ⅱ 農業経営の安定化」に基づき、農作業効率の向上、スマート農業の推進、農業所得の向上について推進を図ります。

② 都市農業の担い手の育成及び確保

- ・都市住民や子どもの農業体験・学習の場、生産者と都市住民の交流の場とするため、市民農園や体験農園の設置を推進します。
- ・「基本方針Ⅰ 農業の担い手の育成・確保」に基づき、新規就農者の育成・支援、多様な担い手の確保、ユニバーサル農業の推進を図ります。

③ 都市農業が有する多様な機能の発揮

- ・オープンスペースが不足する都市部では、農地は、震災時における火災の延焼防止、被災者への食料供給、避難場所等防災上重要な役割を有していることから、有効に活用できるよう必要に応じた検討を行います。
- ・市民の皆さんの農業への理解醸成を図る上でも、都市農業が発揮する多様な機能に関する理解の促進について、「基本方針Ⅳ 農業の多面的機能の維持」に基づく農業の多面的機能に関する市民理解の促進に向けた取組の推進を図ります。





都市農業が発揮する多様な機能

- ① 農産物を供給する機能
都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能
- ② 防災の機能
災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のため防災空間としての機能
- ③ 良好な景観の形成の機能
緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能
- ④ 国土・環境の保全の機能
都市の緑として、雨水の貯留・浸透、地下水のかん養、生物多様性の保全等に資する機能
- ⑤ 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能
都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する機能
- ⑥ 農業に対する理解の醸成の機能
身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能

(出典：都市農業振興基本計画（平成28年5月）)

農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことをいいます。（農林水産省ホームページ）





④ 土地利用に関する計画等との整合

- ・都市農業を農業振興及び都市計画の双方に位置付けた上で、都市農業の重要性を評価し、岡崎市土地利用基本計画における「区域と地域・地区指定の方針」（P 74、75）との整合性を図りながら、無秩序な土地利用を抑制する等都市農地が的確に利用されるよう取組を推進します。
- ・農住環境保全区域においては、優良農地による田園風景を保全するとともに、集落地では田園と調和した良好な景観を形成し、農住一体となった配慮を行います。
- ・都市の農地を保全し、都市環境の形成に資する緑地機能の発揮と営農の継続に向けて生産緑地制度の活用を促進します。

⑤ 都市農業により生産された農林産物の地元における消費の促進

- ・「基本方針Ⅲ 地消地産の推進」「重点事項7 地消地産・消費者交流」に基づき、地消地産及び消費者との交流を推進し、都市農業を営む者と食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供を行う事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援、都市住民に対する地元産の農林産物に関する情報の提供、学校給食等における地元産の農林産物の利用の推進を図ります。

⑥ 農作業を体験することができる環境の整備

- ・「基本方針Ⅰ 農業の担い手の育成・確保」「重点事項3 ユニバーサル農業の推進」に基づき、都市住民の農業に対する理解と関心を深めるため、市民農園の整備その他の農作業を体験することができる環境の整備、教育及び高齢者、障害者等の福祉を目的とする都市農業の活用の推進を図ります。

⑦ 学校教育における農作業の体験の機会の充実

- ・「基本方針Ⅲ 地消地産の推進」「重点事項8 食育の推進」に基づき、食及び食を支える人々の活動に対する児童及び生徒の理解が深まるよう、農作業の体験及び都市農業を営む者との交流の機会その他農業に関する学習の機会の充実を図ります。

⑧ 市民の理解と関心の増進

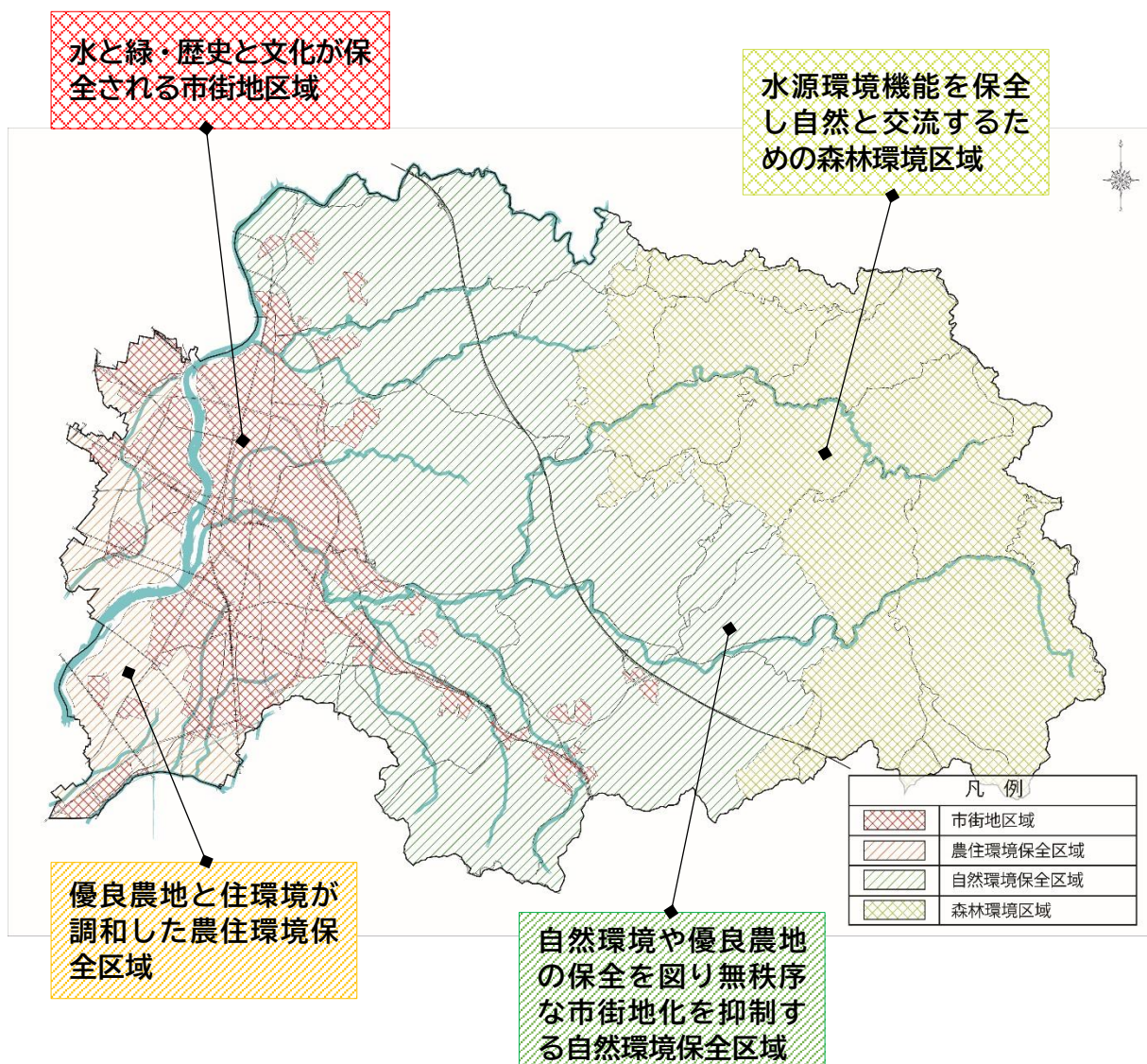
- ・「基本方針Ⅳ 農業の多面的機能の維持」「重点事項9 農業の多面的機能に関する市民理解の促進」に基づく事項をはじめ、都市農業に対する理解と関心を深めるよう、市ホームページや市政だよりを活用して、農業に関する知識の普及・啓発を図ります。



岡崎市土地利用基本計画における「区域と地域・地区指定の方針」

- ・岡崎市土地利用基本条例第3条で土地利用の基本原則が定められています。
- ・岡崎市土地利用基本条例第4条第3項に基づき、各基本原則を適用する区域を指定し、適用された区域では各基本原則に沿って土地利用を行います。
- ・区域は、現況の土地利用や地形を踏まえ、市街地、郊外部、山間部の区分を明確にし、4つの区分とします。

区域図



**水と緑・歴史と文化が保全される市街地区域****【基本原則】**

住宅地における市民生活への影響を考慮し、及び地域的特性を十分に踏まえた土地利用を行い、水辺、都市緑地等の自然環境、歴史及び文化と調和した秩序ある市街地の形成に資する配慮を行うこと

【地域・地区指定の方針】

秩序ある市街地の形成に資するように、地域の特性に応じた計画的な都市基盤整備、低未利用地の有効活用による居住・就業用地の確保等を通じ、持続可能な都市的土地利用を行う区域とします。また、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を目標とし、集約連携型都市の構築を促進する土地利用を行います。

優良農地と住環境が調和した農住環境保全区域**【基本原則】**

優良農地による田園風景を保全するとともに、集落地では田園と調和した良好な景観を形成し、農住一体となった配慮を行うこと

【地域・地区指定の方針】

区域の多くが、圃場整備が実施されている田園であるため、田園景観も含めて農住環境の保全・保護を図ります。

すでに一定の都市的土地利用が進んでいる部分とその周辺については、田園と調和した市街地形成や新たな産業の立地を誘導し、その他の土地における無秩序な土地利用を抑制します。

自然環境や優良農地の保全を図り無秩序な市街地化を抑制する自然環境保全区域**【基本原則】**

無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全と連携した良好な環境への配慮を行うこと

【地域・地区指定の方針】

自然環境の保全を原則とし、森林、田園の機能に応じた保全・保護を図ります。

すでに一定の都市的土地利用が進んでいる部分及びその周辺については、既存集落等の維持や田園と調和した市街地形成、または新たな産業の立地を誘導し、その他の土地における無秩序な土地利用を抑制します。

水源環境機能を保全し自然と交流するための森林環境区域**【基本原則】**

森林、里山、棚田等の良好な自然環境を保全し、及び市民の命の源である水源を確保するための配慮を行うこと

【地域・地区指定の方針】

水源、森林、里山等の良好な自然環境を保全します。

すでに工業地化されている部分及びその周辺については、新たな産業の立地を誘導し、その他の土地については開発を抑制します。





⑨ 都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進

- ・農業塾（P44「重点事項1 新規就農者の育成・支援」参照）による農業に関する知識や技術の習得を図ります。
- ・援農ボランティア（P46「重点事項2 多様な担い手の確保」参照）として、農業者のもとで農作業を支援する取組を推進します。

⑩ 調査研究の推進

- ・都市農業、都市農地に関する基本的なデータや統計等の計画的・定期的な収集・整備を推進するとともに、都市農地の防災機能や、市民農園・福祉農園の健康維持機能、学童農園の教育効果等、都市農業の多様な機能の実証的な分析に取り組んでいきます。

主な取組

- ・新規就農支援対策業務
- ・農業次世代人材投資資金交付業務
- ・農業塾開設事業費補助業務
- ・産地活性化プロジェクト補助業務
- ・人・農地対策推進業務
- ・農業生産組合支援業務
- ・農林水産物ブランド化・6次産業化支援事業費補助業務
- ・農林業経営改善近代化資金等利子補給補助業務
- ・経営体育成支援事業費補助業務
- ・新技術・農力向上プロジェクト事業費補助業務
- ・農地集積・集約化対策業務
- ・米・麦・大豆需給調整推進費補助業務
- ・主要穀物生産調整支援業務
- ・稲・麦種子安定生産対策事業費補助業務
- ・経営所得安定対策等推進事業費補助業務
- ・麦赤かび病防除事業費補助業務
- ・家畜防疫対策強化事業費補助業務
- ・いちご育苗施設管理運営業務
- ・地消地産・消費者交流推進業務
- ・農林産物等展示即売施設（農遊館・ふれあいドーム）管理運営業務
- ・道の駅藤川宿管理運営業務
- ・環境保全型農業直接支払交付金交付業務
- ・環境保全型農業推進事業費補助業務
- ・都市農業振興関連
- ・農業体験交流業務
- ・研究培養施設管理運営業務
- ・経営継承・発展等支援事業補助業務
- ・農業農村情報通信環境整備対策業務
- ・みどりの食料システム戦略推進業務





- ・おかげき農業応援プロジェクト推進業務
- ・価格高騰対策支援業務
- ・被災農業者営農支援事業補助業務
- ・化学肥料低減定着対策業務
- ・農業構造転換支援事業補助業務
- ・農業経営収入保険加入支援事業補助業務
- ・食と農の生産・交流・PR拠点エリア推進業務
- ・土地改良区水路等維持管理事業費補助業務
- ・国営造成施設管理体制整備促進事業費負担業務
- ・県費土地改良事業費補助業務
- ・県営かんがい排水事業費負担業務
- ・県営ため池整備事業費負担業務
- ・団体営土地改良事業費補助業務
- ・県営経営体育成基盤整備事業費負担業務
- ・ため池整備業務
- ・市費農業用施設改良業務
- ・県費農業用施設改良業務
- ・農業用施設修繕業務
- ・排水路・排水機場整備業務
- ・仁木排水機場維持管理業務
- ・合歓木排水機場維持管理業務
- ・福岡排水機場維持管理業務
- ・岡崎鹿乗排水機場維持管理業務
- ・多面的機能推進業務
- ・鮎資源保護業務
- ・鮎稚魚導入事業費補助業務
- ・内水面漁業振興啓発業務
- ・農業者年金業務
- ・農地転用業務
- ・生産緑地関連
- ・食育推進業務
- ・スマートウエルネスシティ推進業務





成果指標

成果指標	現状 R 2 (2020)	中間評価 R6 (2024)	目標値 R 12 (2030)
新規就農者数 (直近5年間の平均人数)	3.4 人	3.0 人	5 人
援農ボランティアマッチング人数 (直近5年間の平均人数)	18.2 人	17 人	30 人
農福連携相談窓口を通じたマッチング	0 件	6 件	10 件
地元産農林産物を意識して購入している人	28.8% 【R1】	27.6% 【R7】	40%
農地のもつ防災機能の認知度	46.8% 【R1】	54.9% 【R7】	60%





6 市の取組

農務課

取組名	内容
農業振興計画策定業務	農業振興発展のための基本理念、基本方針及び基本的施策を網羅した「農業振興ビジョン 2030」及び同アクションプランの策定・施策の進捗管理を行います。 あわせて、農業支援施設（農業支援センターゾーン、おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎、道の駅藤川宿地域振興施設）及び農村振興施設（農村環境改善センター）に係る個別施設計画の策定・進捗管理を行います。
新規就農支援対策業務	新たな農業担い手育成のため、新規就農相談窓口の設置や新規就農者に対して補助金の交付を行います。
農業次世代人材投資資金交付業務	次世代を担う農業者となることを志向する者が就農の準備段階から就農開始を経て経営が確立できるよう、新規就農者へ資金の交付を行います。
農業塾開設事業費補助業務	新規就農者、定年帰農者などの確保・育成を図るため、あいち三河農業協同組合が実施する栽培技術の基礎を学ぶ「農業塾」の開設に対して補助金の交付を行います。
産地活性化プロジェクト補助業務	新たな担い手を確保・育成し、いちご産地の活性化を図るため、新規就農者の生産実践（研修）施設の整備に要する経費に対して補助金の交付を行います。
人・農地対策推進業務	農地の有効かつ適正な利用を図り、遊休農地の活用及び発生 of 未然防止対策、農業の安定的かつ継続的な発展に必要な多様な担い手の育成・確保対策、市民農園の開設支援等、人・農地に対する総合的な施策（ユニバーサル農業）の推進を図ります。
援農ボランティア事業	高齢化等で労働力不足に悩む農業者と、農業を有志で作業サポートしたい市民等を結ぶための事業です。 援農を通じて農業者と市民等とのふれあいによる地消地産の推進、農業者の営農の継続、新規就農を考えている人への最初のステップになること等を目的に推進します。
農業生産組合支援業務	農林業に関する施策に必要な各種手続き及び取りまとめ等を農業生産組合に委託し、適正かつ効率的な事務処理を行います。
農林水産物ブランド化・6次産業化支援事業費補助業務	農林水産業の6次産業化やブランド化の促進・拡大に取組む、農林漁業者等に対して補助金の交付を行います。
農林業経営改善近代化資金等利子補給補助業務	安定的な農林業経営を支援するため、農林業経営の改善と近代化を目的とした各種制度資金借入者を対象に、融資機関に支払う利子額の一部に対して補助金の交付を行います。
経営体育成支援事業費補助業務	地域の将来を担う中心経営体等が、経営規模の拡大や農林産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取組むために導入する農業用機械等に係る経費について、補助金の交付を行います。
新技術・農力向上プロジェクト事業費補助業務	農業者の生産性・品質向上、作業省力化による効率性の向上等、戦略的な農業の推進を図るため、補助金の交付を行います。
農地集積・集約化対策業務	農業の生産性向上を目的とし、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を介し、賃借権を設定した農業者に対して補助金の交付を行います。
米・麦・大豆需給調整推進費補助業務	米の需給調整の適正な実施を推進し、米・麦・大豆の生産流通を改善するため、補助金の交付を行います。





取組名	内容
主要穀物生産調整支援業務	米の需給調整に係る情報提供、農協及び岡崎幸田地域農業再生協議会への確認業務の助言・指導を円滑に推進します。
稲・麦種子安定生産対策事業費補助業務	稲・麦種子の品質の向上及び均一化を図るため、稲麦の優良種子の生産に対して補助金の交付を行います。
経営所得安定対策等推進事業費補助業務	国が進める経営所得安定対策等の推進を行うため、岡崎幸田地域農業再生協議会が行う事業に要する経費に対して補助金の交付を行います。
麦赤かび病防除事業費補助業務	転作の主要作物である麦の安全安心な生産を支援するため、人畜に有害な赤かび病防除の実施に要する経費に対して補助金の交付を行います。
家畜防疫対策強化事業費補助業務	家畜伝染病の清浄化と畜産経営の安定化を図るため、家畜伝染病の予防接種及び検査の費用に対して補助金の交付を行います。
畜産経営環境対策事業費補助業務	畜産経営の安定的かつ持続的な発展を推進するため、畜産経営に起因する悪臭、害虫の発生を防止し環境の保全を図るための経費に対して補助金の交付を行います。
家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助業務	家畜排泄物処理施設の経営の安定を図るため、処理に必要な副資材の購入に対して補助金の交付を行います。
いちご育苗施設管理運営業務	農業支援センターのいちご育苗施設において、いちごウイルスフリー苗（ウイルス感染していない無病苗）を育苗・増殖し、親株として、いちご生産農家に供給します。
地消地産・消費者交流推進業務	農林業祭や消費者とのふれあいイベントを通じて、安全で安心な農林産物の紹介や即売を行うとともに、農林産物のブランド化を図ります。
農林産物等展示即売施設管理運営業務	農林産物等展示即売施設（おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎）の円滑な管理運営により、施設利用者へのサービス向上を図ります。
道の駅藤川宿管理運営業務	道の駅藤川宿地域振興施設及び国土交通省施設の円滑な管理運営により、施設利用者へのサービス向上を図ります。
農業振興地域整備計画の設定・変更	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、農業振興施策を計画的に実施するための計画の策定・変更を行います。 この計画は、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等により構成され、農用地利用計画の中で農用地区域（いわゆる「青地」）を指定し、農業の健全な発展を図っています。
環境保全型農業直接支払交付金交付業務	化学肥料、化学合成農薬の使用を5割以上削減する取組と併せて、地球温暖化の防止や生物多様性保全に効果の高い取組を行うエコファーマー及び有機農業に取組む農業者で組織する団体に対して交付金の交付を行います。
環境保全型農業推進事業費補助業務	減化学肥料栽培の推進や、農業用廃棄物の適正な処理の推進等、環境にやさしい農業を推進するため、補助金の交付を行います。
都市農業振興関連	都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画等に基づき、都市農業の振興を図るための取組を促進します。
農業体験交流業務	農業への関心と理解が深められるよう、市民向けの野菜栽培教室や栽培相談を実施するほか、露地野菜栽培の基礎を学ぶ農業塾を開講して、新規就農希望者や定年帰農者の育成支援を行うとともに、市民農園の円滑な運営のための農園主支援を行います。
研究培養施設管理運営業務	農業支援センター施設の培養技術を活用して、地域農業に適した優良種苗を増殖・育苗し、農家に安定供給することで、生産性を高めます。





取組名	内容
経営継承・発展等支援事業補助業務	担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援し、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保します。
農業農村情報通信環境整備対策業務	農業従事者の減少、高齢化等の影響により生産現場は厳しい状況に直面しており、農業インフラの維持管理体制の脆弱化や農業生産における労働不足等が懸念され、情報通信技術の活用に期待が高まっています。 本対策により情報通信環境の整備に取り組み、大規模農家や法人をはじめとする農業経営基盤の強化につなげていきます。
みどりの食料システム戦略推進業務	国の「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haにする等の目標が掲げられました。 本市においても、有機農業実施計画を策定し、オーガニックビレッジ宣言をとおして、地域ぐるみの有機農業を推進します。
おかざき農業応援プロジェクト推進業務	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、地産地消を図るとともに、消費下支え等を通じた支援を実施します。
価格高騰対策支援業務	① 燃油価格の高騰が農業経営に及ぼす影響を緩和し、施設園芸農業者の経営の安定と施設園芸作物の安定供給を図ります。 ② 肥料価格の高騰が農業経営に及ぼす影響を緩和し、市内の農業者の経営の安定と農作物の安定供給を図ります。 ③ 配合飼料の価格高騰の影響を緩和し、畜産経営の安定化を図ります。
被災農業者営農支援事業補助業務	大雨等により、被害を受けた農業用機械、又は農業施設の修繕等に必要な経費や農業用資材の購入に必要な経費を補助し、農業者の営農の継続を図ります。
化学肥料低減定着対策業務	農業者における化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るため、国の交付金を利用し、肥料原料の国際価格の変動の影響を受けづらい生産体制の確立を図ります。
農業構造転換支援事業補助業務	地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編・集約・合理化を支援します。
農業経営収入保険加入支援事業補助業務	生産コストの増大により経営が圧迫されている中、愛知県農業共済組合の収入保険制度への加入を支援することで、農産物の価格下落等の農業経営上のリスクへの対応を強化し、農業者の経営安定を図ります。





農地整備課

取組名	内容
土地改良区水路等維持管理事業費補助業務	農業用施設の適切な維持管理を図るため、土地改良区が行う農業用排水路の維持管理費用に対して補助金の交付を行います。
国営造成施設管理体制整備促進事業費負担業務	土地改良区が管理する国営造成施設の多面的機能発揮や管理の高度化を対象とした管理体制の整備、予防保全対策等の実施に対し、負担金を支払います。
県費土地改良事業費補助業務	土地改良区が事業主体で施工する県費土地改良事業に対し事業費の一部を補助します。
県営かんがい排水事業費負担業務	農業用排水施設の新設または改修を行う、県営かんがい排水事業に対して負担金を支払います。
県営ため池整備事業費負担業務	農業用ため池の耐震化を図るため、県営ため池整備事業に対して負担金を支払います。
団体営土地改良事業費補助業務	土地改良区が事業主体で施工する団体営土地改良事業に対し事業費の一部を補助します。
県営経営体育成基盤整備事業費負担業務	ほ場整備により営農の合理化・担い手の経営規模を拡大し、地域農業の活性化を図るため、県営経営体育成基盤整備事業に対して負担金を支払います。
ため池整備業務	農業用ため池の安全管理や環境整備を目的とした整備工事を行います。
市費農業用施設改良業務	農業者による農業用施設の維持管理費の軽減及び農業生産性の向上を図るため、農業用施設の整備を行います。
県費農業用施設改良業務	農業者による農業用施設の維持管理費の軽減及び農業生産性の向上を図るため、県費補助を受け農業用施設の整備を行います。
農業用施設修繕業務	用水管の漏水や農道の陥没など、営農に支障をきたす農業用施設について修繕を行います。
排水路・排水機場整備業務	市内にある排水機場（合歓木、福岡、仁木、岡崎鹿乗）の長寿命化を図る業務及び一級河川鹿乗川流域内で安城市にある排水機場に関する維持管理費と整備費に対して、減災の受益負担を行います。
仁木排水機場維持管理業務	於御所川支川流域内の「たん水防除」を目的として設置された仁木排水機場の維持・運営管理を行います。
合歓木排水機場維持管理業務	一級河川安藤川流域内の「たん水防除」を目的として設置された合歓木排水機場の維持・運営管理を行います。
福岡排水機場維持管理業務	一級河川砂川流域内のたん水防除を目的として設置された福岡排水機場の維持・運営管理を行います。
岡崎鹿乗排水機場維持管理業務	一級河川鹿乗川流域内のたん水防除を目的として設置された岡崎鹿乗排水機場の維持・運営管理を行います。
多面的機能推進業務	良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取組のため、市内活動組織団体へ多面的機能支払交付金の交付を行います。

中山間政策課

取組名	内容
森林被害対策の推進	二ホンジカによる植栽木の食害や剥皮被害の拡大防止対策を推進します。
多様な森林づくりの推進	多様な森林整備方法の導入により、スギ・ヒノキ人工林や里山林の適切な管理・育成、天然広葉樹林の保全を図るとともに山林の有効活用を図ります。
林業の担い手の育成・確保	持続可能な森林経営に向けて、専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成・確保を図ります。





取組名	内容
山村振興業務	山村振興計画に基づき、社会基盤や生活基盤の改善を進め、山村地域の振興を図ります。
中山間地域等直接支払交付金交付業務	平地に比べ自然的、経済的に条件不利地である中山間地域において農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、中山間地域の農業生産活動の継続化と中山間地域の農業・農村の有する多面的機能の発揮と確保を図るため、交付金の交付を行います。
鮎資源保護業務	減少している内水面資源の保全を行うため、遡上すべき天然鮎の採捕及び放流、本来あるべき漁場の維持管理を、漁業協同組合に委託して実施します。
鮎稚魚導入事業費補助業務	内水面漁業の振興を図るため、漁業協同組合が実施する鮎の放流事業に対して補助金の交付を行います。
内水面漁業振興啓発業務	無料魚釣場の設置、啓発イベント（鮎つかみ）をとおして、内水面資源に対する理解と内水面漁業の振興を図ります。
有害鳥獣被害防止・捕獲業務	野生鳥獣による農林水産物被害に対応するため、有害鳥獣捕獲や出猟管理及び国の支援を受けた有害鳥獣被害防除を行います。
鳥獣害対策事業補助業務	イノシシ・ニホンジカ等による食害から農林水産物を守るため、農林業者が設置する電気柵等防護柵の資材購入費、捕獲檻、くくり罠の購入費及び狩猟免許取得に係る費用に対して補助金の交付を行います。
山村活性化対策推進業務	潜在的な農林水産物等の地域資源を発掘し、活用することで、中山間地域の活性化を図るとともに、危機的な状況にある中山間地域農業の中心的な担い手に対する人材の確保・育成を支援し、維持発展を図ります。
山間地営農等振興事業費補助業務	条件不利地である中山間地域（額田地区）における近代化のための機械、設備等の整備に対して補助金の交付を行います。
農村環境改善センター管理運営業務	宮崎町に設置されている、農業経営及び農村生活の改善合理化並びに農業者等の健康増進を図ることにより農村の生活環境の改善に資する施設（農村環境改善センター）の適正な管理運営を図ります。
飲料水供給施設対策業務	給水人口 100 人以下の飲料水供給施設（渡通津町・小丸町・蔵次町・夏山町寺野地区）の維持管理に対する支援を行うとともに、地域の生活基盤である飲料水の効率的な供給方法に関する調査・検討を行います。
ふるさと農村活性化対策基金積立金	農村活性化の事業費に充てる基金の管理を行います。





農業委員会事務局

取組名	内容
農業者年金業務	農業者年金加入対象者に対する制度の周知・普及、加入対象者名簿の作成及びその管理に関する業務を行います。
農地転用業務	農地法に基づき、農地情報公開システムを利用し適正な農地転用業務、農地等の保全管理に努めます。

都市計画課

取組名	内容
都市農業振興関連	都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて市民の生活向上に資するよう、農業と居住環境が調和するよう農地の保全を図ります。
生産緑地関連	特定生産緑地の指定を推進し、都市農地の維持に努めます。

動物総合センター

取組名	内容
家畜診療業務	畜産農家の飼養家畜の健康と生産物の安全で安定した供給を持続させるため、家畜の診療、伝染病予防、飼育管理指導等を行います。

健康増進課

取組名	内容
食育推進業務	岡崎市食育推進計画に基づき、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。（「重点事項3 地産地消の推進」は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条に基づく「地産地消促進計画」の位置づけとしています。）
スマートウェルネスシティ推進業務	「そこに暮らすことで健幸になれる」スマートウェルネスシティを構築するための健康づくりとまちづくりの融合を図ります。「歩いて健康」「食べて健康」の啓発事業を実施します。





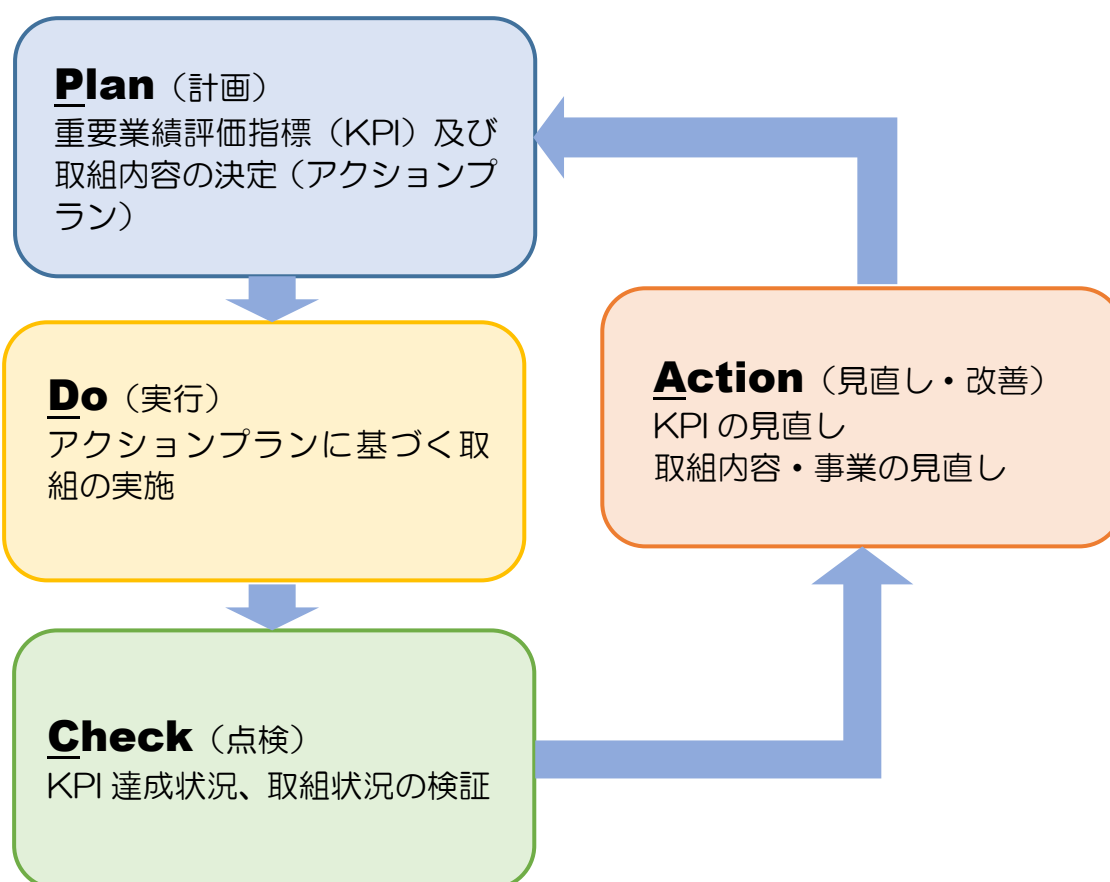
第3章 取組の推進



1 取組の進捗状況の把握と進行管理

農業振興施策の推進にあたっては、「アクションプラン」で重要業績評価指標（KPI）を定め、市が行う取組について、定量的指標による各施策の効果検証を行い、改善を図るための「PDCA サイクル」を確立し、取組の実効性を高めていきます。

「PDCA サイクル」の確立のために、岡崎市農業振興ビジョン推進委員会により、年度ごとに、施策・事業の進捗状況や数値目標、成果指標の進捗状況についての検証を行うとともに、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。



2 成果指標一覧

重点事項	成果指標	現状 R 2 (2020)	中間評価 R6 (2024)	目標値 R 12 (2030)
1,13	新規就農者数 (直近5年間の平均人数)	3.4 人	3.0 人	5 人
1,2, 9,10	有機農業面積	82ha	(結果待ち)	120ha
2,13	援農ボランティアマッチング人数 (直近5年間の平均人数)	18.2 人	17 人	30 人
2	岡崎市農業振興ビジョン推進委員会における女性委員比率	42.9%	37.5%	40%以上を維持
3,13	農福連携相談窓口を通じたマッチング	0件	6件	10 件
4	農地の整備率	63.6% 【R1】	67%	70%
5,13	新たにスマート農業を導入した農地面積	—	—	40ha
6	認定農業者の平均農業所得	8,545 千円	11,240 千円	12,000 千円
7, 8,13	地元産農林産物を意識して購入している人	28.8% 【R1】	27.6% 【R7】	40%
4, 9,13	農地のもつ防災機能の認知度	46.8% 【R1】	54.9% 【R7】	60%
10	荒廃農地面積	574.3ha	583.7ha	500ha
11	農林水産業の年間推定被害額	10,489 万円	7,035 万円	5,000 万円
12	地域資源を活用した体験・交流プログラム数	—	16 件	増加数 20 件

岡崎市農業振興ビジョン2030

〔 岡崎市農業振興計画
岡崎市都市農業振興計画 〕

令和 3 年 3 月 策定
令和8年3月 一部改正

岡崎市経済振興部農務課
〒444-8601
岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
TEL 0564-23-6195

